

アイリオ生命の現状

2009



やさしさを生命保険にかえて
アイリオ生命

アイリオ生命は、エキスパートグループの一員として、グループの行動指針である「やさしさ宣言」のもと、グループミッションの実現に向けて、生命保険事業を行っています。

行動指針

やさしさ宣言

前文

- 一、私たちの言う「やさしさ」とは、相手を思いやる「本当のやさしさ」のことです。
- 一、私たちが、人にやさしくあろうとする目的は、自らの人間的な成長のためです。
- 一、誰かの役に立ち、それによって自ら成長できることは、生きるよろこびそのものです。

1. 宣誓

私たちは、自分はもちろん、人を幸せにするために生きます。

2. 心構え

私たちは常に、本当のやさしさとは何かを考えます。

3. 人との接し方

私たちは、本当のやさしさで、常に相手と本音で向き合います。

4. 奉仕

私たちは、自分が幸せを感じたとき、幸せでない人たちのことを思います。

5. 責任

私たちは、相手を思いやるからこそ、自分の仕事に責任をもちます。

6. 心の充実

私たちの一番のよろこびは、人から感謝されることです。

7. 相互扶助

私たちは、人間は一人では生きられないと知り、お互いに支え合います。

8. 感謝

私たちは、やさしさが感謝から生まれることを知り、常に感謝の心を忘れません。

アイリオ生命の概要（平成21年3月31日現在）

名称	: アイリオ生命保険株式会社
本社所在地	: 東京都港区台場2-3-1 トレードピアお台場20F
ホームページ	: http://www.airio.co.jp
設立	: 平成19年（2007年）10月1日
営業開始	: 平成20年（2008年）8月1日
代表取締役社長	: 米田 光生
資本金	: 44億円（資本準備金含む）
株主	: エクスパートグループホールディングス株式会社 他
保有契約件数	: 646,930件
保有契約年換算保険料	: 280億41百万円
保険料等収入	: 216億82百万円（平成20年度）

目次

ごあいさつ	2
アイリオ生命保険株式会社の企業理念	3
■ 決算の報告	
平成20年度（2008年度）における事業の概況	4
■ お客さまと私たち	
お客さまへの情報提供	7
保険商品一覧	8
新商品開発の状況	9
営業体制について	9
代理店研修制度	10
保険金等の支払い態勢	10
お客さまの声への対応	11
■ コーポレートガバナンス	
リスク管理の態勢	13
第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストについて	15
コンプライアンス（法令等遵守）の態勢	16
内部監査態勢	17
反社会的勢力の排除のための基本方針	18
個人情報保護方針について	19
情報システムの活用状況	22
社会貢献活動について	23
■ データ編	26



私たちは、グループの「やさしさ宣言」に基づいて行動し、生命保険の原点を追求し続けます。

■当社の成り立ち

アイリオ生命は、平成20年に生命保険業の免許を取得し誕生した新しい生命保険会社です。アイリオ生命の前身であるエキスパートアライアンス株式会社は、相互扶助の精神のもと、お客さまの信頼を得て実績を積み重ね、任意共済でナンバーワン*の地位を築いてきました。

保険業法の改正に伴い任意共済から生命保険へと変わりましたが、人と人とのつながりを大切にするという考え方に変わりはありません。グループの行動指針である「やさしさ宣言」に基づいて、お互いを思いやる「相互扶助」の精神や親しみやすさなど、任意共済時代の思いをわが社のDNAとして維持し続けます。

*自社調べ。平成19年3月期実績（共済掛金収入）による。

■平成20年度の取組み

平成20年8月1日に生命保険業の免許を取得し、同年8月15日付でエキスパートアライアンス株式会社の生命共済事業を承継しました。承継した生命共済契約を保全すると共に、シンプルでわかりやすい保障内容の生命保険商品5商品を新たにラインナップし、販売を開始しました。結果、平成20年度は、新契約件数28,996件、新契約年換算保険料876百万円を計上しました。承継した共済契約について標準責任準備金への積増を行ったため純損失となりましたが、この積増による影響等を除外した基礎利益は10億円超を計上しています。

当社は、「生命保険の原点へ」を企業理念としています。これは、「基本的な保障を確保することができる」「シンプルでわかりやすい商品」を「出来る限り経済的負担の少ない保険料で提供する」という当社の商品戦略にもつながっています。現在販売している商品（平成21年4月発売の「女性疾病保険」を含め6商品）は、いずれも、そのコンセプトに沿った商品となっています。また、当社の大きな強みは、理念を共有化できる代理店網です。お客さまのすぐ近くにおいて、そして、お客さまの視点で考えることのできる代理店が当社を支えています。

■今後の取組み

平成20年度は免許取得と共済事業の円滑な承継を目指して進んでまいりましたが、平成21年度は、当社の真価が問われる本当の意味での初年度と理解しております。

常に、生命保険の原点を追求し、お客さまの信頼を得るべく、お客さまとの接点を大切に、以下の取組みを推進していきます。

1. 顧客満足度の向上

お客さまの、生命保険ないしは生命保険会社に対する期待は多様化しています。そこで、お客さまに納得し、満足していただくため、お客さまの声を経営に直接伝えることのできる組織として、コールセンター機能を集約した「カスタマーリレーション本部」を新たに立ち上げました。カスタマーリレーション本部は、その名称が示すとおり、お客さまとのリレーション（関係）を構築するための活動



を行う部門で、お客さまからの声に加え、代理店からの声にも応えていく体制を整えていきます。当社の前身は任意共済会社であることから、お客さまに近い存在の代理店が多く、代理店の声に応えることは、お客さまの声に応えることにもつながっています。任意共済会社であった頃から大切にしてきたお客さまとの“絆”を、より一層強めていきたいと思えます。

2. 販売におけるコンプライアンス態勢の強化

コンプライアンス態勢の強化は最重要課題の一つですが、とりわけ、当社は新しい会社ですので、お客さまに安心してご加入いただくためにも、平成21年度は代理店の総点検を実施する予定です。お客さまを生涯にわたって守り続けるためにも、代理店の育成・教育は永遠に継続するテーマと考えています。

3. 保険法対応の整備

保険法が平成22年4月1日に施行されることに備え、ご契約者を守るためにも、規程や態勢等を整備していきます。特に保険金や給付金の支払時期に関する課題については、ご契約者への影響の大きい点でもあり、慎重に進めていきます。

4. 業務効率の向上

業務プロセス全体を見直し、より活性化するため、部門横断的なプロジェクトとして「BPR (Business Process Reengineering)」を立ち上げました。このプロジェクトでは、お客さまの利便性の向上や迅速な対応実現のための各種活動計画を策定しています。

代理店の皆さまとともに、これからもお客さまの信頼を広げながら、お客さまから選ばれる企業を目指して邁進してまいります。

平成21年7月
アイリオ生命保険株式会社
代表取締役社長

米田光生

アイリオ生命保険株式会社の企業理念

生命保険の原点へ。

私たちアイリオは、生命保険の原点とは何かを
常に見つめて企業活動を行っています。

誰かを愛すること、相互いに支えあうこと、出会いを絆に変えること。
3つの「アイ」を大切に、企業活動のあらゆる局面で生命保険のあるべき姿を追い求めます。

1. 誰かが誰かを、大切に想う気持ち、**愛**する心。それが生命保険の原点。
2. あなたに**会**えた偶然に感謝して、一期一会を絆に変える。それが生命保険の原点。
3. 一人ではできないこともみんなが集まればできる、**相互扶助**の精神。それが生命保険の原点。



■メッセージ

草の根から立ち上がった任意共済という生き立ちをもつユニークな保険会社として、常にお客さまに近い存在であることを目指します。

●保険募集代理店を早期に10,000店とし、全国津々浦々で人と人とのつながりを大切にした保険募集を行っていきます。

●商品開発は、誰もが必要とする基本的な保障を、シンプルで理解しやすいように設計し、小口で加入しやすい保険料とすることに取り組んでいきます。

●株式や外貨建資産など価格変動リスクの高い投資を行わず、お引受したご契約を将来まで安心して継続していただけるよう、基本に徹した堅実な経営を行ってまいります。

■主要業績

経営活動の概況

当社は平成20年8月1日に生命保険業免許を取得しました。同年8月15日に第三者割当により38億円の新株発行増資を実施したほか、同日に吸収分割によりエキスパートアライアンス株式会社から生命共済事業を承継しました。

当社は、代理店チャンネルを通じて無配当個人保険を販売することを主たる事業としており、初年度にもかかわらず、平成21年3月末現在、5,921店の保険募集代理店が登録されています。

当期において、保険商品5商品の販売ならびに承継した共済契約に係る更新の引受を開始しました。当期の新契約件数は28千件で、当期末保有契約646千件の大部分は承継した共済契約です。

保険料等収入は、お客さまからお支払いいただいた保険料などによるもので、一般事業会社の売上高に相当します。当期の保険料等収入は、21,682百万円で、この大部分は承継した共済契約によるものです。

責任準備金について

承継した共済契約について標準責任準備金への積増を行ったことにより、当期の責任準備金繰入額は87億円、当期末の責任準備金は154億円となりました。この結果、当期は純損失62億円を計上しましたが、平成21年度には黒字に転換する見込みです。

責任準備金とは

生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実に行うために、保険料や運用収益などを財源として積立てる準備金であり、保険業法により積立てが義務づけられています。

基礎利益について

基礎利益は生命保険会社の本業の期間損益を示す指標のひとつです。当期において、共済契約について標準責任準備金への積増を行ったことにより純損失を計上しましたが、この積増による影響等を除外した基礎利益は1,067百万円を計上しています。

資産運用について

当期末現在、保有する有価証券はすべて邦貨建公社債であり、今般のサブプライム問題に端を発した金融市場における混乱の影響はありません。

平成20年度の主要業績

主要業績指標	平成20年度
新契約件数	28千件
新契約年換算保険料	876百万円
保有契約件数 ^(※)	646千件
保有契約年換算保険料 ^(※)	28,041百万円
保険料等収入	21,682百万円
基礎利益	1,067百万円
当期純損失	6,252百万円
ソルベンシー・マージン比率 ^(※)	953.3%

(注) 当社は平成20年8月1日に生命保険業の免許を取得したため、平成20年度が生命保険会社として初の決算となります。

(※)は平成20年度末の数字を記載しています。

■新契約・保有契約の状況

契約件数・契約高について

8月の免許取得後に販売を開始し、平成20年度の新契約は28,996件となりました。このうち10,000件余りが医療保険です。

保有契約は646,930件となり、このうち95%は、当社が平成20年8月15日にエキスパートアライアンス株式会社から吸収分割により承継した共済契約です。

保有契約高は2兆5,151億円で、このうち98%を承継した共済契約が占めています。

年換算保険料について

平成20年度の新契約年換算保険料は876百万円でした。この半額にあたる436百万円が医療保険によるものです。

保有契約の年換算保険料は28,041百万円で、このうち96%を承継した共済契約が占めています。

■ ソルベンシー・マージン比率

953.3%

十分な水準の支払余力を有しています。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、大災害や株の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに備えて、「支払余力」をどの程度有しているかを示す行政監督上の指標のひとつです。同比率が200%を上回っていれば、健全な経営を維持するうえでのひとつの基準を満たしていることを示しています。

当社の平成20年度末ソルベンシー・マージン比率は、953.3%であり、十分な水準の支払余力を有しています。

ソルベンシー・マージン比率は、生命保険会社が抱える様々なリスクが通常の予測を超えて発生した場合に備えて、資本金または基金等の額、危険準備金などの内部留保と有価証券含み益などの合計額（「ソルベンシー・マージン総額」下表（A））が、保険金・給付金の支払いに関係するリスクおよび資産運用に関係するリスクなどの合計額（「リスクの合計額」下表（B））をどの程度カバーできているかを比率で表したもので、以下の算式により算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = 100 \times \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\frac{1}{2} \times \text{リスクの合計額}}$$

ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

項目	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,191
資本金等	1,129
価格変動準備金	0
危険準備金	259
一般貸倒引当金	0
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	18
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	3,783
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	1,089
保険リスク相当額 R_1	232
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	812
予定利率リスク相当額 R_2	2
資産運用リスク相当額 R_3	136
経営管理リスク相当額 R_4	35
最低保証リスク相当額 R_7	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{\frac{1}{2} \times (B)} \times 100$	953.3%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています）。



より多くのお客さまに当社の経営・財務内容、商品、サービス内容などを正しくご理解いただけるよう、冊子・パンフレット・ホームページなどの媒体を通じて情報提供を行っています。

経営全般に関する情報提供



アイリオ生命の現状（ディスクロージャー誌）

保険業法第111条に基づき、年度ごとに発行される冊子で、当社の経営・財務内容、商品・サービス内容等について記載されています。どなたでもご覧いただけるよう、本社およびサテライトに備えるほか、ホームページでもご覧いただけます。



会社案内

当社の概要、沿革、企業理念等を紹介した冊子です。

ホームページでの情報提供

<http://www.airio.co.jp>



当社の概要、沿革、企業理念、商品特長、各種お手続きの方法等をご案内しています。また、お知らせやニュースリリースなどをタイムリーにホームページに掲載できる仕組み（CMS）を採用し、当社の状況を適宜ご案内

しています。決算および四半期報告についても、ホームページ上にて開示しています。

ご契約に関する情報提供



契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり—約款

「契約概要」は、ご契約のお申込みをされる保険商品について、その内容を、ご契約前にお客さまにご理解いただくために必要な情報（保険商品の仕組み、保障の内容等）を記

載しています。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に特に注意していただきたい事項（クーリング・オフ制度、告知義務、保険金・給付金が支払われない場合など）を記載しています。

「契約概要」および「注意喚起情報」は、ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご理解いただいたうえで、お申込みいただくためのものです。

「ご契約のしおり」はご契約にあたっての重要事項、保障内容、諸手続き、税法上の特典など保険契約について大切なことがらをわかりやすく説明したものです。

「約款」はご契約内容の詳細を記載したものです。

当社では、お客さまが管理されるのに便利なように、これらを1冊の冊子にまとめ、ご契約の前にお渡ししています。



「保険商品・総合パンフレット」

当社が取り扱う商品の特長や保障内容、保険料等をわかりやすく記載した冊子です。



「保険契約に関する意向確認書」

お申込みいただく保険契約が、お客さまのニーズ・意向に合致しているか、確認いただくための書類です。できる限りお客さまのニーズに関する情報の収集に努めています。

■ デメリット情報の提供について

お客さまが商品の内容や保険制度についてご存じなかったために不利益を被ることのないよう、生命保険の募集に際して、お客さまにデメリット情報（不利益な情報）を説明するよう、徹底して研修しています。また、このような不利益な情報について「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり—約款」「保険商品・総合パンフレット」に明示しています。



保険商品一覧

(平成21年7月1日現在)

保険種類	商品名	ご契約年齢	特 徴
疾病・医療保険	医療保険	0歳～79歳	入院・手術から退院・通院にいたるまでを保障する、トータルサポートの医療保険です。 1. 病気・ケガで入院された場合、それぞれ通算1,095日まで保障します。 2. 所定の手術を受けられたとき、手術給付金をお支払いします。 3. 5日以上入院し、生存して退院された場合には退院給付金、その後の通院には通院給付金をお支払いします。 4. 保険期間は10年と終身の2種類です。
	生活習慣病保険	6歳～79歳	慢性化・長期化しやすい生活習慣病を、手厚くサポートする保険です。 1. 所定の生活習慣病による入院を通算1,095日まで保障します。入院が長期になった場合には、さらに長期入院給付金をお支払いします。 2. 所定の生活習慣病により所定の手術を受けられた場合に、手術給付金をお支払いします。 3. ガン・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の入院をされた場合、特定疾病治療給付金をお支払いします。
	女性疾病保険	16歳～70歳 (女性のみ)	女性特有の病気やガンにフォーカスした、女性のための保険です。 1. 所定の女性疾病で入院された場合、入院日数にかかわらず、女性疾病支援給付金を一時金でお支払いします。 2. 所定の女性特定ガンにはさらに女性特定ガン治療給付金をお支払いします。 3. 乳ガンで乳房を切除され、乳房再建術を受けられた場合には乳房再建給付金をお支払いします。 4. 死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
災害保障保険	災害保障保険	6歳～79歳	不慮の事故によるケガや死亡に備えるための保険です。 1. 不慮の事故によるケガで入院された場合、通算1,095日まで保障します。 2. 所定の骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療には、特定損傷治療給付金をお支払いします。 3. 不慮の事故で死亡された場合、災害死亡保険金をお支払いします。
重度障害保険	重度障害保険	6歳～75歳	病気やケガにより障害状態になったときに、サポートする保険です。 死亡された場合に死亡保険金、所定の高度障害状態または重度障害状態になられた場合に高度障害保険金または重度障害保険金をお支払いします。
定期保険	定期保険	0歳～75歳	万一のときに備える保険です。 死亡された場合、または所定の高度障害状態になられた場合、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。



新商品開発の状況

商品開発にあたっては、当社の企業理念である「生命保険の原点へ」とは何かを常に考え、お客さまの声を踏まえたシンプルで分かりやすい保障内容を提供すること、およびお客さまの利便性の向上に努めています。

平成20年度は、女性にとって心配な女性特有の病気とガンにフォーカスした、『女性疾病保険』を開発しました。『女性疾病保険』は、給付金を入院日数にかかわらず一時金でお支払いするのが特徴で

す。保障の対象を女性とし、また、保障内容を絞ることで、わかりやすさと加入しやすい保険料を実現しています。

開業当初の医療保険、生活習慣病保険、重度障害保険、災害保障保険、定期保険に女性疾病保険を加えた6商品のラインナップとなり、より幅広いお客さまのニーズにお応えできるようになりました。

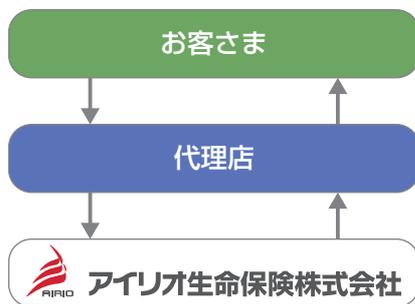


営業体制について

当社は、生命保険会社としての営業開始以来、当社の前身であるエキスパートアライアンス株式会社（任意共済会社）で共済商品を取り扱っていたエージェントを中心に、全国で約6,000店（平成21年3月末日現在）の保険募集代理店と委託契約を結び、営業体制を整えてきました。

全国に8箇所のサテライトを配置し、担当するエリアの代理店に対する研修の運営をはじめとする種々の代理店活動サポートを行っています。

当社の保険商品により多くのお客さまが接していただけるよう、代理店網の一層の拡大を図っています。



勧誘方針

アイリオ生命保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、「金融商品の販売等に関する法律」、「保険業法」、その他関係諸法令・諸規則等を遵守し、次の方針に基づき、適正な勧誘を行います。

1. 当社は、お客さまの商品に関する知識・経験・財産の状況等にも十分配慮し、お客さまのご意向に沿った商品の勧誘を行います。
2. 当社は、お客さまへの訪問・連絡等に際して、時間・場所・方法等、お客さまのご都合等を十分に配慮し、お客さまからの了解のない限り、深夜・早朝の訪問・連絡等を行いません。
3. 当社は、商品の内容およびご契約に関する重要事項について、お客さまが正しくご理解いただけるように、「ご契約のしおりー約款」「契約概要」「注意喚起情報」等の書面を交付のうえ、その内容を正しくご説明するとともに、「意向確認書」等を用いて、お客さまのご意向に沿った商品をご提案いたします。なお、募集に際し、当社が承認した書面以外は使用しません。
4. お客さまに関する情報につきましては、「個人情報の保護に関する法律」その他関係諸法令および当社のプライバシーポリシーを遵守し、適切な保護、管理および利用に努めます。
5. お問い合わせ窓口
当社は、お客さまからの苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。
苦情・相談に関する問い合わせは、下記までご連絡ください。

【苦情・相談に関するお問い合わせ窓口】

アイリオ生命保険株式会社 お客様相談室

電話番号：03-5520-1699

受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

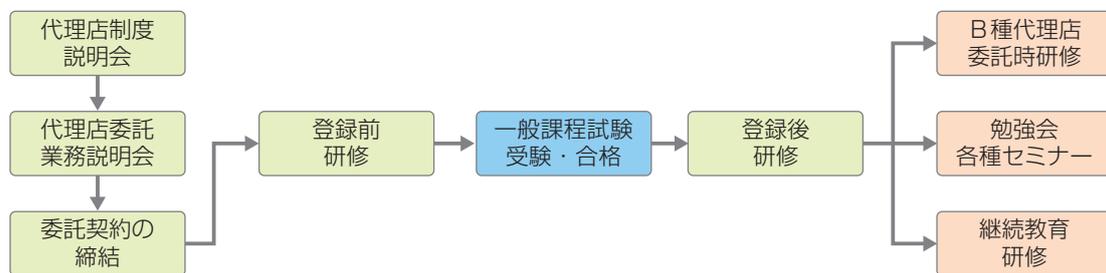


代理店研修制度

当社は、「生命保険の原点へ」を企業理念とし、シンプルで分かりやすい保険を適正な価格で提供することを主眼に商品開発を行い、「お客さまと同じ目線で生命保険を考え、お客さまが気軽に相談できる代理店」を作り上げるために、当社独自の代理店制度や代理店研修制度を採用しています。代理店に対する研修制度としては、業界統一の研修はもちろんのこと、各種勉強会やセミナー等を各地で開催し、優績代理店の講演や外部講師による実践的な勉強会なども実施しています。

また、コンプライアンス（法令を遵守した保険募集）研修として、登録2年目以降の代理店に対する継続教育研修を新たに実施し、お客さまが安心してご加入いただける募集態勢を構築しています。これらの制度を活用し、お客さまと同じ目線に立って生命保険を考え、お客さまが気軽に相談できる代理店を全国に作り上げています。

今後も、より充実した教育・研修を実施し、代理店の支援・育成を図ります。



保険金等の支払い態勢

保険金・給付金等のお支払いは、保険会社として最も重要な役割であると認識しています。保険金・給付金等のお支払いにあたっては、常に、お客さまの立場で、公平・迅速・確実に業務を行う態勢を強化しています。

■ お支払い業務の管理態勢

ご請求のご案内

お客さまからの情報を正確に収集し、お客さまに漏れなくご請求いただくために、保険金部の担当者が、直接お客さまのお申し出内容や状況を詳細に確認し、請求手続きのご案内を行っています。

実務担当者の育成・教育

保険金等の適切なお支払いを実施するために、法令・約款・取扱規程等の専門知識向上を目的として、各種勉強会、研究会、セミナーへの参加をはじめ、実務担当者の育成・教育に取り組んでいます。

また、生命保険協会が実施する「生命保険支払専門士」の資格取得の推進等、さらに研鑽を進めて

まいります。

支払審査委員会の運営

適切な保険金等の支払管理態勢を構築することを目的として、「支払審査委員会」を毎月定期的開催し、支払管理態勢の改善・整備等に向けた検討、お支払い対象外案件の適切性についての審議を行っています。

当委員会には、常に、社外弁護士、社外医師など、外部専門家の方も参加しています。

内部管理体制

保険金等のお支払い状況やお支払いできない事案について取締役会に報告し、お支払い・お支払い対象外状況について経営陣の関与を高めています。

支払管理態勢の改善・強化

支払業務について内部監査を実施し、その監査結果を取締役に報告し、支払管理態勢の改善・強化に取り組んでいます。

■ 保険金等のお支払い事例

当社ホームページに、「保険金・給付金を確実にお届けするために」コーナーを設け、お客さまが保険金・給付金を請求する際のお手続きについて、わかりやすく説明しています。さらに、ご契約時にお渡しする「ご契約のしおり」やホームページで、保険金等をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合の代表的な事例を説明しています。

■ 保険金等のお支払い状況

当社の平成20年度のお支払い件数は以下のとおりです。

保険金	398件
給付金	32,763件

(注) 上記の件数は、当社がエキスパートアライアンス株式会社より承継した共済契約に対して承継後お支払いした件数も含まれています。

■ お客さまの声への対応

当社は、生命保険の原点に立ち返り、「お客さまの声を聴くこと」を大切にしたいと考えています。「お客さまの声」は当社にとって常に、貴重なご意見・ご要望です。

お客さまの声の一つひとつを真摯に受け止め、お客さまの声に迅速にお応えできるよう努力すること、そして、ご意見を業務に積極的に活用することによりお客さま満足度100%の企業を目指します。

■ お客さまの声の収集態勢

お客さまからの声を聞くことのできる部門はすべて、お客さまとの貴重なホットラインと考えています。これらの部門を通して、お客さまからいただいたご意見・ご要望、苦情等の「お客さまの声」を集約し、業務に積極的に活用しています。

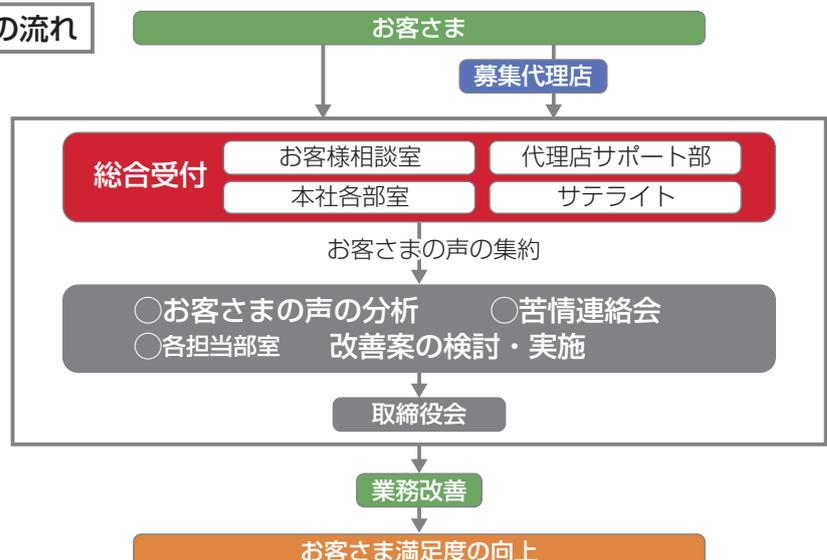
また、部門横断的に構成された会議体である「苦情連絡会」においては毎月定期的に、「お客さまの声」の共有化・原因の分析・改善策の策定等を行っています。

■ お客さまの声の収集状況

お客さまからいただいた、苦情の項目や項目別内訳は、四半期ごとに集計し、当社ホームページ「お客様満足度の向上に向けた取り組みについて」にて開示しています。

なお、当社では、お客さまから「ご不満の意思表示があったお申し出」は、その原因を問わず全て「苦情」として取り上げています。

お客さまの声の受付から改善までの流れ



苦情項目別件数

項目	平成20年度第2四半期 (7-9月)		平成20年度第3四半期 (10-12月)		平成20年度第4四半期 (21年1月-3月)		平成20年度計	
	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率	件数	占有率
ご契約時の手続き・ご案内関係	7件	7.0%	31件	18.2%	19件	13.2%	57件	13.8%
保険料・掛金の払込み関係	7件	7.0%	7件	4.1%	17件	11.8%	31件	7.5%
ご契約後の各種手続き関係	39件	39.0%	43件	25.3%	59件	41.0%	141件	34.1%
保険金・給付金関係	4件	4.0%	15件	8.8%	4件	2.8%	23件	5.6%
その他	43件	43.0%	74件	43.5%	45件	31.3%	162件	39.1%
合計	100件	100%	170件	100%	144件	100%	414件	100%

※当社は平成20年8月開業のため、平成20年度第2四半期（7～9月）以降の数字を記載しています。

※平成20年度第2四半期の数字は、8月15日～9月30日までの数字です。

※数字には、当社がエキスパートアライアンス株式会社より承継した、共済契約に関する苦情も含まれています。

お客さまからの苦情内容の例

ご契約時の手続き・ご案内関係	・契約内容の説明等が不十分なことによるご不満 ・契約の引受けに関するご不満	…等
保険料・掛金の払込み関係	・振替口座の設定に関するご不満 ・失効・復活に関するご不満	…等
ご契約後の各種手続き関係	・手続きに関するご不満 ・契約内容の変更届を要望したのに届かないことによるご不満 ・更新時に掛金（保険料）が上がったことへのご不満	…等
保険金・給付金関係	・保険金・給付金がお支払対象外であることへのご不満 ・保険金・給付金の請求手続きに関するご不満	…等
その他	・契約成立後、会社や代理店からの連絡がないことへのご不満 ・代理店の態度・マナーに関するご不満	…等

■お客さまからのご意見・ご要望への対応事例

『新契約関係：生命保険申込書のフォームをわかりやすく全面改訂』

「お客さまの声」	「対応状況」
生命保険の申込書の構成が複雑すぎて、記載方法がよくわからない。 また、1枚の申込書で1商品の申込みというのでは、複数商品申込むとき面倒。改善してほしい。	お客さまにとって、より記載しやすく、かつ当社で販売している全ての保険商品を1枚の申込書でお申込みいただける新申込書を、平成20年12月にリリースいたしました。

『新契約関係：商品パンフレットをお客さまにわかりやすいように全面改訂』

「お客さまの声」	「対応状況」
生命保険のパンフレット類が、非常にわかりづらい。全商品がまとめて掲載されているパンフレットだとわかりやすい。	お客さまにとって、よりご覧になりやすく、かつ商品内容を一瞥で理解していただけるように、「アイリオ生命の保険商品・総合パンフレット」を平成21年1月にリリースいたしました。

『保全関係：保全関連帳票をお客さまにわかりやすいように全面改訂』

「お客さまの声」	「対応状況」
各種保全関連帳票に記載されている文言等が、非常に紛らわしく、かつわかりづらい。もっと顧客にわかりやすいものに改善してほしい。	お客さまにとって、よりわかりやすいように、各種保全帳票に記載されている文言等の再整理を行い、新しい保全関連帳票を平成21年8月リリースに向けて準備中です。



リスク管理の態勢

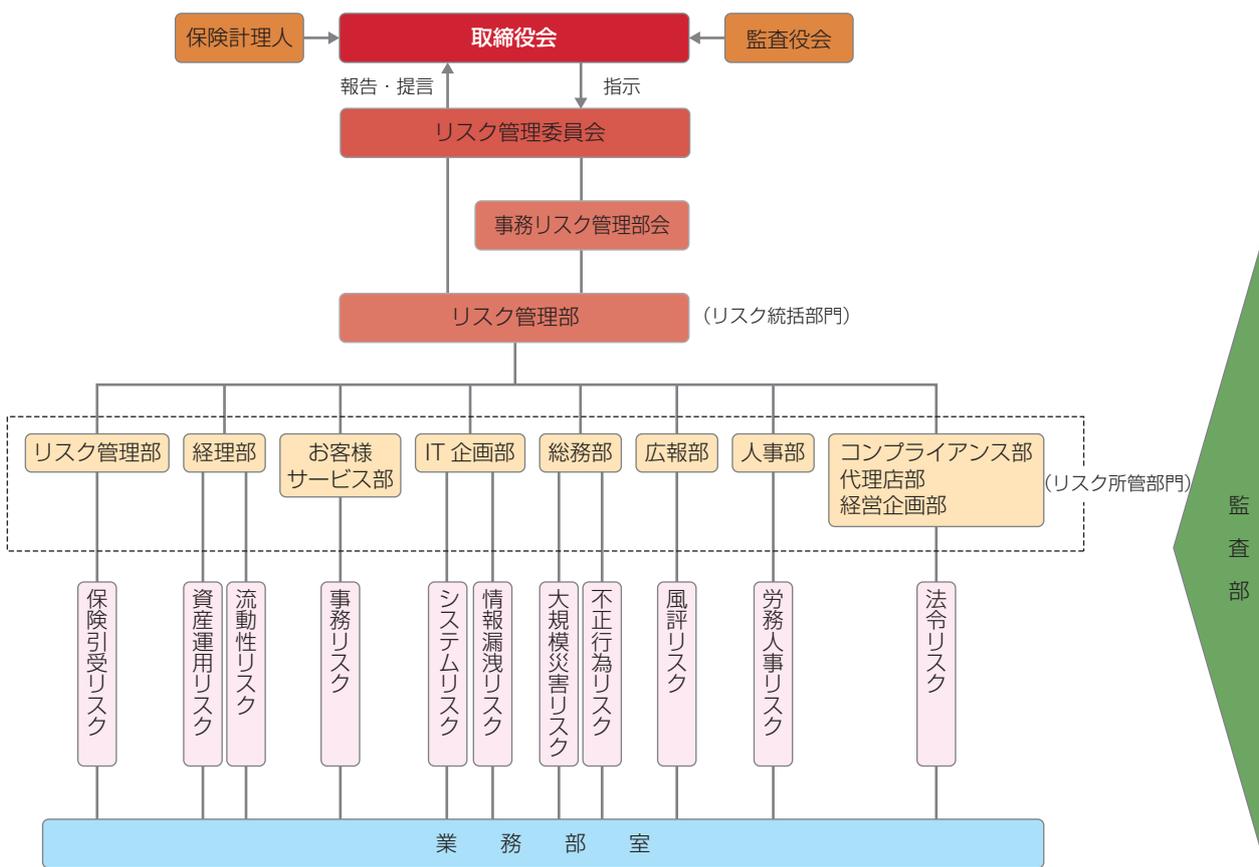
■ 基本的な考え方

生命保険会社において、健全かつ適切な事業運営を行うためには、多様化・複雑化するリスクを的確に把握したうえで適切に管理することが重要です。

当社では、リスク管理態勢の強化を経営の最重要課題のひとつに位置づけ、全部門横断的なリスク管理の仕組みを構築し、リスク管理に係わる部門の役割や管理のプロセスを明確化するとともに、全役職員がリスク管理の重要性を十分認識したうえで適切な業務遂行にあたるよう意識の徹底を図っています。

■ リスク管理プロセス

生命保険事業の運営を通じて発生するさまざまなリスクについて、組織横断的な事項に対応し、リスク管理に関する一元的な体制を確立するため、「リスク管理規程」に基づき、取締役会の下部組織として「リスク管理委員会」を設置しています。同委員会では、リスクの種類に応じたリスク所管部門の設定、リスク管理態勢の整備、リスク状況の把握・分析・評価ならびに業務執行部門への指導等、リスクの統括管理を行っています。「リスク管理部」が同委員会の事務局としての役割を担っています。



(平成21年7月1日現在)

監査部

■ 主なリスクへの対応

保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢、保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。当社では、定期的に保険事故発生率や解約率等の状況をモニタリングするなど、リスクの把握・分析を行っています。なお、新商品の開発にあたっては、収益性とバランスに配慮しリスク分析を行っています。

資産運用リスク

当社では、保有資産の価値が変動することに伴い損失を被るリスクを資産運用リスクとして、定期的にモニタリングしています。当社の資産運用は邦貨建公社債が中心であることから、主に金利変動リスクをモニタリングの対象としています。

流動性リスク

当社では、予期せぬ資金流出による資金繰りの悪化や不利な条件での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクを、流動性リスクとしてモニタリングしています。流動性リスクを避けるため、日々の資金の出入の状況を把握するとともに、現預金・有価証券等流動性の高い資産を一定金額以上確保しています。

事務リスク

事務リスクとは、役職員および外部委託先が正確な事務を怠る、または不正行為等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。事務リスクは風評リスクへとつながる可能性が高いため、その管理は非常に重要です。当社では、事務処理にかかわるミスの発生状況の把握と原因分析を行い、事務処理の明確化・標準化等事務改善に反映することで不適切な事務処理や事務ミスの発生を防止する態勢作りに努めています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備等により、あるいは、コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、情報セキュリティポリシー、システムリスク管理規程、システム運用規程等の社内規程に則ってそれぞれのシステムをプロセスごとに管理し、ま

た、開発部門と運用部門の役割を明確に分離し、相互牽制機能が働く体制とすることにより、実効性を確保しています。

風評リスク

風評リスクとは、会社の意図しない風評などにより社会的な信頼を損ない、直接的・間接的に損失を被るリスクをいいます。当社では、新聞・雑誌・インターネット等で、風評リスクが懸念される情報の迅速な把握・収集を図りその発生の防止に努めるとともに、発生した場合に速やかに対応するための体制を整備しています。

当社では、上記の主なリスクおよびその他のリスク（大規模災害リスク、法令リスク、労務人事リスク、不正行為リスク等）に関して、それぞれ担当するリスク所管部門がリスク管理態勢の整備および状況の把握・分析を行い、リスク管理委員会において検討し、その対応を行っています。

■ ストレステストの概要

当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率等の悪化といった、通常の予測を超える各種リスクを想定し、その影響度を分析する手法「ストレステスト」を定期的実施しています。

具体的には、大地震等の突発的な自然災害により保険金支払いが増加したり、保険事故発生率が予想を超えて高くなる等、様々なストレスシナリオに基づく損失額を算出し、リスク対応力を検証するとともに、そのテスト結果は経営の健全性確保のための判断材料として活用しています。

■ 再保険について

再保険とは、保険契約のリスクを分散するために、保険会社が引き受けたリスクの全部または一部を、国内外の他の保険者に移転させる保険契約のことです。

当社では、保険引受リスク管理の観点から、保険リスクおよび第三分野保険の保険リスクの一部を再保険に付すことで、リスク分散を通じた収益の安定化を図っています。再保険先については、主要格付機関による格付け等を定期的にモニタリングして、健全性に問題がないかどうかを確認しています。なお、当社は、再保険の引き受けは行っていません。



第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストについて

(保険業法第二百一十一条第一項第一号の確認の合理性及び妥当性
＜第三分野保険に係るものに限る＞)

■ 第三分野保険の責任準備金の適切性を確認する考え方

保険期間が長期の第三分野保険契約に関して、責任準備金計算基礎率により積立てられた責任準備金が十分な積立水準を確保しているか否かの検証のため、ストレステストを行っています。このストレステストは、平成10年大蔵省告示第231号および社内規程に従い、当社における保険事故発生率の実績等に対し、それらが悪化する可能性を織り込んだ危険発生率を用いて適正に行っています。また、ストレステストにおいて使用する危険発生率の設定方法やテスト結果については、社内規程に基づき、責任準備金の算定部署から独立した組織であるリスク管理部が、その合理性・妥当性について確認し、牽制機能を確保しています。

■ テスト結果

「第三分野保険のストレステスト」の結果、平成20年度末において、第三分野の責任準備金は、将来の保険事故発生率の悪化に対しても十分な積立水準を確保しており、ストレステストにかかる危険準備金の積立は発生しておりません。また、負債十分性テストの対象となる契約区分はありませんでした。

＜第三分野保険のストレステスト・負債十分性テストとは＞

保険会社では将来の保険金および給付金の支払いに備えるため責任準備金を積立てていますが、第三分野保険契約については給付内容が多種多様であること、公的医療制度や医療政策等の影響を受けやすいこと、また、契約者の意思や行動に左右される等、不確実な要素が多いといえます。そこで、これらの不確実性（リスク）を考慮して適切な責任準備金を積立てるため、各事業年度末に「ストレステスト」を実施し、責任準備金の計算基礎率としてあらかじめ設定した予定保険事故発生率が適正か否かを検証します。

「ストレステスト」は、平成10年大蔵省告示第231号および社内規程に基づき、原則として基礎率を等しくする保険種類ごとに実施して、テストの結果、責任準備金計算基礎率がリスクを十分にカバーできていないと判断される場合には、危険準備金を積立てます。

また、ストレステストの結果、責任準備金計算基礎率の水準が一定の基準を下回る場合は、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号の規定に基づき、保険事故発生率のみならず収支全体の動向を踏まえて「負債十分性テスト」を実施し、追加責任準備金の積立の必要性を確認します。テストの結果、責任準備金の積立額が十分な水準にないと判定される場合には、追加責任準備金を積立てます。



コンプライアンス（法令等遵守）の態勢

■コンプライアンス（法令等遵守）の態勢

生命保険事業は公共性の高い事業であり、その社会的責任は極めて重いものです。

当社は、その社会的責任を果たし、お客さまと社会からの信頼を確立するため、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、取り組んでいます。

法令および社内諸規程等を遵守するとともに、社会倫理に従った公明正大な企業活動を行うよう、コンプライアンス態勢を整え、徹底しています。

具体的な取り組みは、以下のとおりです。

1. コンプライアンス基本方針

当社は、社会に貢献する企業として、以下の事項を、誠実かつ公正な透明性の高い企業活動により実践しています。

①法令等の厳格な遵守

会社は、法令、会社諸規程等を厳格に遵守し、社会倫理に従った公明正大な企業活動を行う。

②信頼される企業活動

会社は、社会的責任と公共的使命を認識し、顧客情報の管理を徹底するとともに、企業情報の適切な開示を含め、健全で適切な顧客本位の企業活動により、顧客と社会からの信頼を確立する。

③人権と環境への責任

会社は、人格や個性を尊重する。また、人類共通の資産である地球環境の保護を重視して、社会との調和を図る。

④反社会的勢力との対決

会社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力や団体を断固として排除し、毅然とした態度を貫く。

2. コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための具体的手引書として、「コンプライアンス・マニュアル（役職員用）」および「コンプライアンス・マニュアル（募集代理店用）」を作成し、役職員・募集代理店に周知・徹底しています。

3. コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの推進に関する具体的計画書として、各部署が年度ごとに、コンプライアンス・プログラムを策定し実施しています。各部署が策定したプログラム案は、コンプライアンス委員会における審議・承認後、取締役会において決議されます。各部署は、決議されたプログラムに則り、コンプライアンス・プログラムを推進し、四半期ごとに開催される「コンプライアンス委員会」にて、その進捗を確認しています。

4. コンプライアンス体制

当社のコンプライアンス体制は以下のとおりです。各部門で役割を分担し、コンプライアンスの推進を図っています。

①取締役および取締役会

役職員および募集代理店に対してコンプライアンスの周知・徹底を図るとともに、コンプライアンス・プログラム等の全社的なコンプライアンス推進事項を決議します。

②コンプライアンス委員会（事務局：コンプライアンス部）

会社全体のコンプライアンスの推進および統括を行います。

③調査部会・賞罰部会

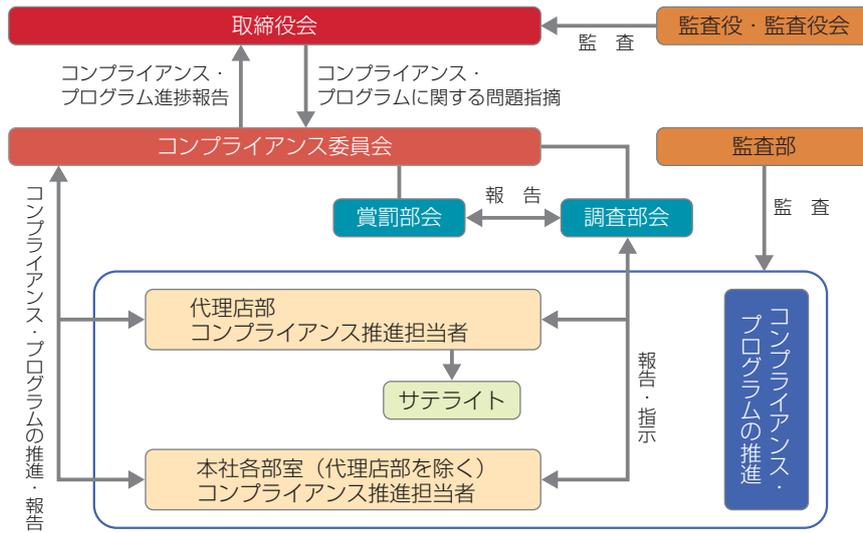
- ・調査部会（事務局：コンプライアンス部）
不祥事故またはその疑いのある事案が発生した場合に、迅速な事実解明に向けた調査を行い、社内対応の方向性を決定します。
- ・賞罰部会（事務局：人事部）
役職員に関する、表彰相当行為者の審議・決定ならびに不祥事故関係者の処分を決定します。

④コンプライアンス推進担当者

本社各部室・サテライトのコンプライアンス推進担当者は、自部門のコンプライアンス・プログラム案を立案し、実施の責任を負うとともに、実施状況のモニタリングを行います。

⑤監査部

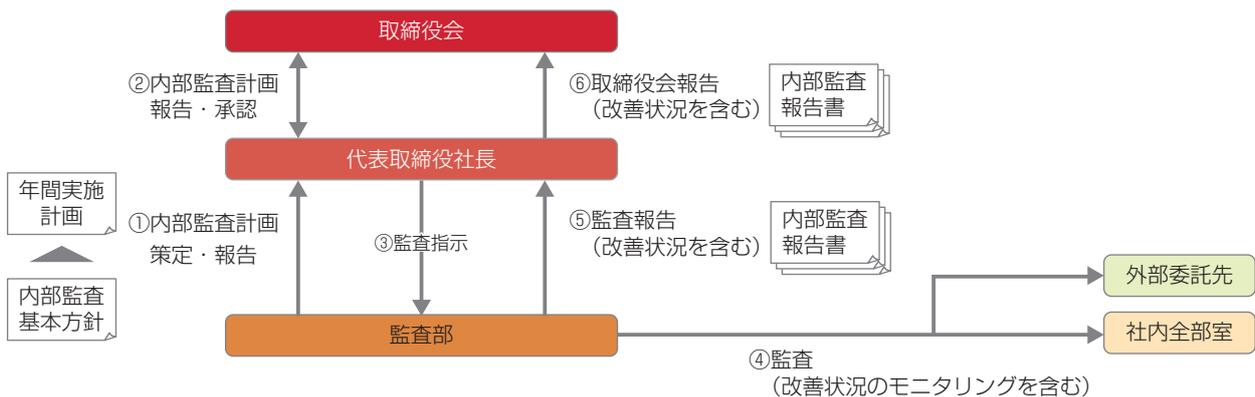
本社各部室・サテライトを監査し、不正行為、規程等の遵守状況をチェックします。



内部監査態勢

当社は、お客さまや社会の信頼に応え、適正かつ公平に業務を遂行するため、経営の耳目として監査部門を位置づけています。すなわち、最高経営責任者である社長直轄の組織として位置づけることにより、他の業務部門からの独立性を確保することで、会社の全業務を対象として、法令や社内規程の遵守状況を確認するとともに、監査結果については取締役会において監査責任者から直接報告し、改善が必要と評価された事項については、改善が確認されるまで定期的なモニタリングを行

っています。
 このような職務を担う内部監査人は、生命保険業務に精通するとともに、「公認内部監査人」などの監査に関する資格を有する人材や、情報システムなどの専門知識を有する人材を充てています。
 内部監査活動は、内部統制の現状を捉え、業務の適正を確保することにより、当社の企業価値の向上に貢献しています。





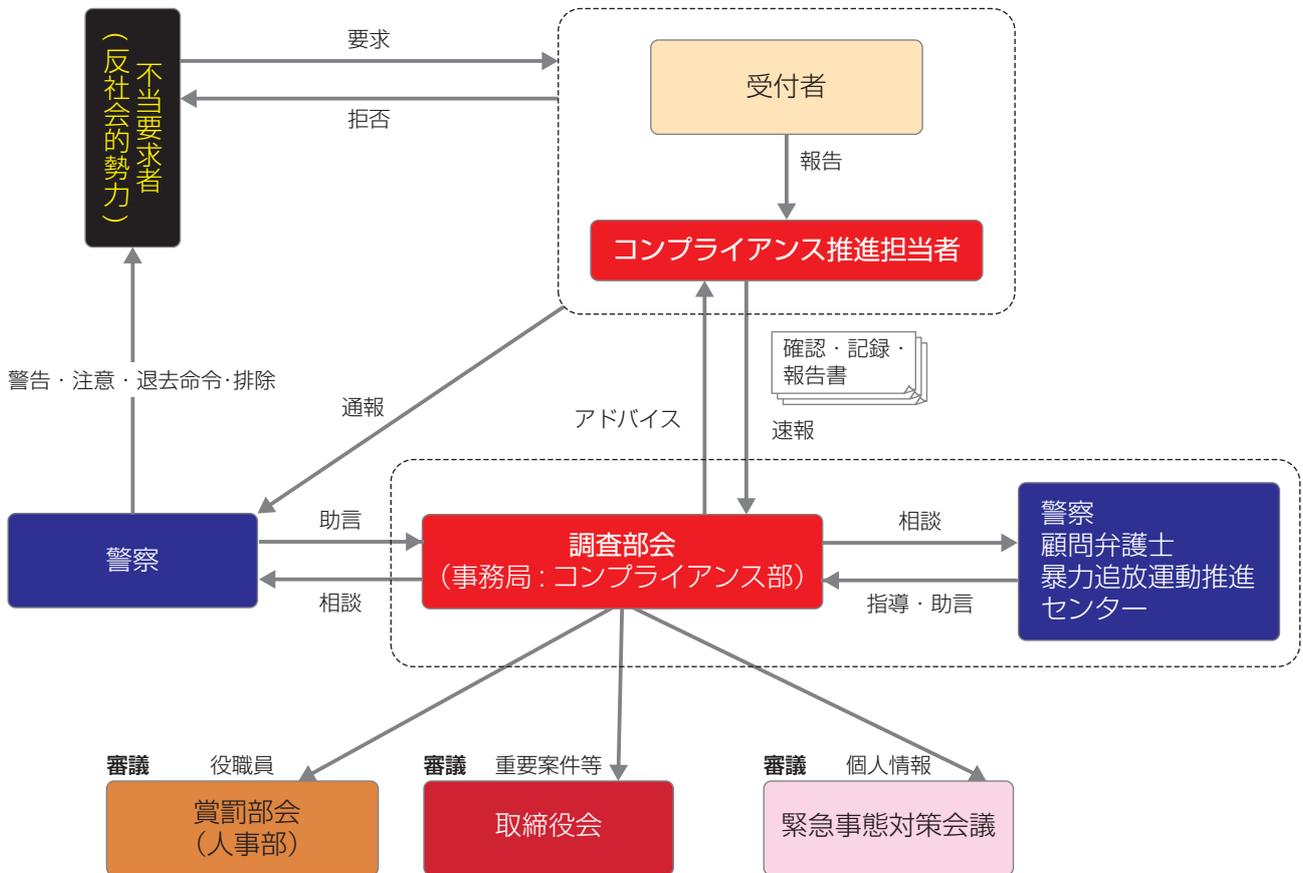
反社会的勢力の排除のための基本方針

当社は、反社会的勢力の排除・対応の基本方針を「コンプライアンス基本方針」において以下のとおり定めています。

反社会的勢力との対決

会社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力や団体を断固として排除し、毅然とした態度を貫く。

また、反社会的勢力による不当要求行為等に対して、公正な職務の執行と会社の役職員の安全を確保するための具体的な手順を定め、反社会的勢力の排除に努めています。





個人情報保護方針について

当社は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、お預かりしている個人情報を適正にお取り扱いするために、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を策定し、内外に公表しています。

また、個人情報保護のための諸規程を、「個人情報の保護に関する法律」やその他法令・金融庁ガイドライン等・生命保険業界で定める諸指針等に則り整備したうえで、これら規程を実効的に運営するための管理体制を整備するとともに、定期的に見直す仕組みを構築し、お預かりした個人情報の適正な保護に努めています。

具体的な管理体制は、以下のとおりです。

■個人情報保護管理体制

①社長および取締役会

個人情報について、お客さまの権利や利益を保護するための方針・体制・計画・実施・点検および見直しを含んだ、体系的な管理の仕組み「個人情報保護マネジメントシステム」の構築を推進します。

②個人情報責任者（個人情報担当取締役）

個人情報保護マネジメントシステムの実施および運用に関する責任および権限を有し、全社を統括管理します。

③個人情報保護監査責任者（監査部長）

公平かつ客観的な見地から、定期的に個人情報保護マネジメントシステムが適切かつ有効に運用されているかを監査します。

④教育責任者（人事部長）

会社の役職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育訓練を計画・実施します。

⑤苦情窓口責任者（お客様相談室長）

お客さまからの個人情報に係わる問い合わせ・苦情および相談を受付け、適切に対応します。

⑥文書管理責任者（総務部長）

個人情報保護マネジメントシステムに係わるすべての文書の改廃、記録類の保存を管理します。

⑦入退管理責任者（総務部長）

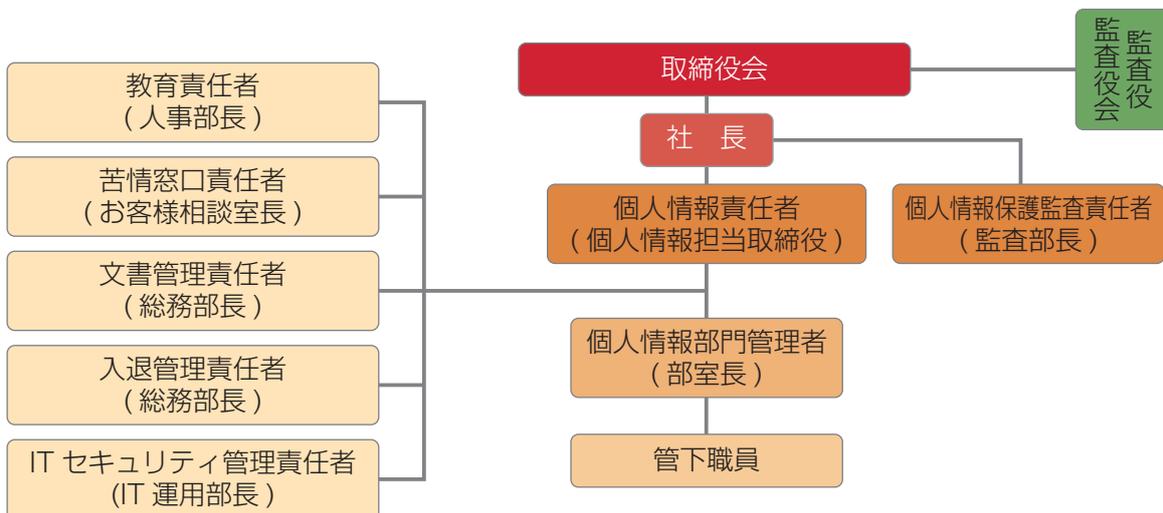
会社の事業の遂行と運営に必要な情報資産を設置・保管している敷地、建物および業務用スペースへの入場・退場を管理します。

⑧ITセキュリティ管理責任者（IT運用部長）

会社における情報セキュリティポリシーの実施および運用を行います。

⑨個人情報部門管理者（部室長）

各部室において個人情報の取得、利用、提供または委託の業務を行う職員に、個人情報保護マネジメントシステムを理解させ、安全対策等の措置を実施し、部室内で取扱う個人情報を管理します。



プライバシーポリシー

●個人情報の取扱いについて

アイリオ生命保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、当社がお預かりしている個人情報の取扱いに関し、以下のとおり方針を定め、個人情報の適切な保護、管理および利用に努めます。

1. 個人情報保護に関する関係法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）をはじめ個人情報保護に関する諸法令、国が定める指針・ガイドラインその他の規範および本プライバシーポリシーを遵守します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、お預かりしている個人情報を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2) 当社事業の情報提供、運営管理、商品・サービス等の開発・充実
- (3) エキスパートグループ各社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供、維持管理、開発・充実
- (4) 生命保険募集人の審査・委託・受験・登録・管理および役員等の採用・雇用・管理
- (5) 児童養護・社会福祉等に係る団体への支援等による社会貢献活動〔雇用管理情報のみ利用します〕
- (6) その他上記業務に関連・付随する業務

【機微（センシティブ）情報の取扱いについて】

保健医療情報などの機微（センシティブ）情報は、「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報に関するガイドライン第6条」により、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客さま等の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当社は、機微（センシティブ）情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。

3. 個人情報の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、法令等に照らして違法性のないように留意するとともに、社会的良識に照らして適正な方法で個人情報を取得します。主な取得方法は、次のとおりです。

- (1) 申込書・契約書・告知書のほか、ヒアリング・アンケートなどにより個人情報を取得させていただきます。
- (2) キャンペーン等の実施の場合には、インターネット・はがき・電話等で個人情報を取得させていただく場合があります。
- (3) 当社へお申出いただいた照会内容等につきましては、業務運営・管理およびサービスの充実等、迅速かつ適切な対応を行うため通話内容等を録音させていただく場合があります。
- (4) 窓口対応につきましては、防犯等の観点より録画させていただきます場合があります。

4. お預かりしている個人情報

当社がお預かりしている個人情報の主な内容は、次のとおりです。

- (1) 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、勤務先、健康状態、金融機関情報、保健医療に関する情報、生死に関する情報
 - (2) 上記（1）に記載されている情報のほか、当社が取得した書面等（申込書・契約書・告知書、公的機関が発行する書類など）に記載されている情報
 - (3) 保険契約・委託契約等の維持管理に関する情報
 - (4) 保険金・給付金等の支払いに関する情報
 - (5) 雇用（生命保険募集人・役員等）管理情報
- ※上記には、吸収分割等により当社が承継した個人情報も含まれます。

5. 個人情報の安全管理措置

当社は、お預かりしている個人情報を、正確かつ最新のものに保つよう努めるとともに、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を予防するため、個人情報の取扱いに関して、次のとおり安全管理措置を実施し、必要に応じ是正措置等を講じます。

- (1) 安全管理について役員等々の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程等を整備運用し、その実施状況を確認するとともに、個人情報保護の適正な取組体制を維持します。
- (2) 個人情報を取扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等セキュリティ対策を実施します。
- (3) 役員等々に対し、個人情報の非開示契約の締結や教育・訓練等を行います。
- (4) 当社施設への入退室管理、個人情報の盗難防止等の措置を講じます。

6. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) ご本人が同意されている場合
- (3) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 法令により要請され、かつ当社が開示を妥当だと判断した場合
- (5) 再保険の手続きをする場合（詳細は、「再保険会社への提供について」をご確認ください）
- (6) 利用目的の達成に必要な範囲内で業務の一部を委託・共同利用する場合
- (7) 個人情報保護法により、ご本人の同意を得ずに提供が認められている場合

【再保険会社への提供について】

当社は、お引受けする保険契約について、次のとおり個人情報を再保険会社に提供することがあります。

1. 第三者に提供する目的
当社の引受リスクの分散のため、再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用を目的とします。

2. 提供する個人情報の項目

再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、健康状態に関する情報、保険金受取人氏名・住所、診断書類など業務遂行に必要な個人情報

3. 提供の手段等

当社は、再保険会社へ提供する個人情報を暗号化等により秘匿化し、運搬、郵送、宅配便およびメール等の手段で再保険会社に提供いたします。

4. 個人情報の取扱いに関する契約について

当社は、個人情報の取扱い等に関する条項を規定した契約を再保険会社と締結します。

7. 個人情報取扱の委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

8. エキスパートグループ各社・提携会社との共同利用について

当社が取得する個人情報について、次のとおり共同利用させていただきます場合があります。

- (1) 個人データの項目：上記4（お預かりしている個人情報）
- (2) 共同利用者の範囲：エキスパートグループ各社・提携会社

(3) 利用目的：

- ①エキスパートグループ各社・提携会社による、各種商品・サービス等のご案内・提供、維持管理、開発・充実
- ②エキスパートグループ各社・提携会社の各種商品・サービス等の取扱者の審査・委託・登録・管理および役職員等の採用・雇用・管理
- ③児童養護・社会福祉等に係る団体への支援等による社会貢献活動
- ④その他、上記①から③の利用目的に関連・付随する業務

- (4) 個人データの管理責任者：当社

- (5) 取得方法：上記3（個人情報の取得方法）

9. 情報交換制度等について

当社は、社団法人生命保険協会が運営する次の制度において、他の生命保険会社等との間で生命保険契約および募集代理店の皆さま（以下当該制度において、「募集人」という。）に関する個人情報を共同利用します。次の制度につきましては、社団法人生命保険協会のホームページもあわせてご覧ください。

- (1) 生命保険契約等に関する情報交換制度
 - ・契約内容登録制度・契約内容照会制度
 - ・支払査定時照会制度
- (2) 生命保険募集人等に関する情報交換制度
 - ・募集人登録情報照会制度
 - ・合格情報照会制度
 - ・退社者情報登録制度

10. ご本人からの開示等の請求

当社は、お客さま等からご本人に関する個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」といいます。）の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。開示等のご請求に関する手続きは、当社ホームページまたは11に記載のお問い合わせ窓口でご確認ください。

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、当社お客様相談室までお問い合わせください。

アイリオ生命保険株式会社 お客様相談室
 電話番号：03-5520-1699
 受付時間：午前9時から午後5時
 （土日・祝日・年末年始を除く）
 ホームページアドレス <http://www.airio.co.jp>

12. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

社団法人生命保険協会 生命保険相談室
 電話番号：03-3286-2648
 所在地：〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1
 新国際ビル3階
 受付時間：午前9時から午後5時
 （土日・祝日・生命保険協会休業日を除く）
 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

13. 提供の任意性

当社への個人情報の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商品・サービス等のご提供ができない場合があります。

14. 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

個人情報を適切に保護するための個人情報保護マネジメントシステムを構築し、継続的に見直し、改善に努めます。また、本プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、当社のホームページに掲載し、公表いたします。

15. エキスパートグループ各社・提携会社

本プライバシーポリシーに記載されているエキスパートグループ各社・提携会社は、当社ホームページでご確認ください。



情報システムの活用状況

当社では情報システムを積極的に活用し、お客さまの利便性を高め、経営の効率化を図っています。迅速かつ確実にお客さまに対応するため、生命保険会社において情報システムは欠かすことのできない要素となっており、当社においても、その必要性は高く、情報システムを積極的に活用しています。さらに、お客さまによりよいサービスをご提供するために、日々変化する情報システム環境に対応し、継続的に改善に取り組んでいます。

■ システムの概況

当社では、生命保険契約を管理する生保システムと共済契約を管理する共済システムを基軸とし、お客さまからのご依頼を迅速かつ確実に処理するためコールセンターシステム等のシステムを活用し、お客さまへのサービスをご提供しています。また、グループウェアを利用することで社内での情報共有を円滑にし、効率的に業務を遂行しています。

各システムについてはお客さまに提供するサービスの質を向上させるとともに、迅速な対応をするため、順次改善を行っています。また、サービスレベルを維持しながら、システム保守コスト削減にも取り組んでいます。

お客さまの情報を安全に管理するために、コンピュータシステムは堅牢な構造のデータセンターにて稼動し、人的脅威・物理的脅威に対して万全の対策を実施しています。また、万一に備え、遠隔地にバックアップセンターを構築しています。

■ インターネットを利用した情報提供サービス

当社ホームページでは、お客さまへの情報提供にとどまることなく、お客さまからのご意見・ご要望を貴重な声として受け止める仕組みを用意しており、いただいたご意見・ご要望については、積極的に業務改善に活用しています。



また、ホームページの更新頻度を高め、お客さまや保険募集代理店へ鮮度の高い情報を提供しています。

■ 情報セキュリティの強化

お客さまよりお預かりした個人情報や機密情報を安全に管理し、漏洩を防止するために、個人情報にアクセスできる役職員は、業務上必要最少限の範囲に限定しています。情報にアクセスする権限のない者からの不正アクセスを防止するために、物理的およびシステム的にアクセス制限を行うとともに、システム利用が可能な者についても、ID・パスワード等による本人識別を実施し、情報へのアクセスを厳格に管理しています。

業務上外部へ持ち出す可能性の高いノートパソコンについては、個人情報を保存しないことを徹底すると同時に、万一に備え生体認証ならびに暗号化技術を利用したセキュリティ対策を実施しています。



社会貢献活動について

当社は、エキスパートグループの一員として、グループが定める「社会貢献憲章」に基づき、社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。

エキスパート グループ 社会貢献憲章	エキスパートグループにかかわるすべての人の賛同による 「全員参加の社会貢献」
	手助けを必要としている人に直接支援の手を差し伸べる 「受益者の見える社会貢献」
	受益者が、いつか支援者へとつながる 「心の健全育成を伴う社会貢献」

エキスパートグループは、「やさしさつなぐ」をキーワードに、人と人とのつながりを大切にしたい社会づくりに貢献するため、グループ企業の事業利益の一部に加え、グループ各社社員、エキスパートグループ各社に登録している保険募集代理店やエージェントの報酬の一部を寄付や支援というかたちで社会に還元するという活動を、「社会貢献憲章」に基づき推進しています。

また、社員・代理店・エージェントは、寄付行為だけではなく、ボランティア活動を通じて、支援先との交流を深めています。

私たちの考える社会貢献活動は、支援を受ける人のためだけではなく、支援を受けた人が感謝の気持ちを持って、さらに誰かを助けていくことで、その輪を広げていく活動です。

そして、この社会貢献活動を通して得られる達成感や満足感が、支援をする人も大きく成長させることができると信じています。

そんな思いを胸に、エキスパートグループでは、未来を担う子ども達への支援を中心に、社会福祉支援や環境保護活動等を行っています。

■エキスパートグループのご紹介

エキスパートグループのMission Statement

エキスパートグループは、本当の幸せを追求することで、生きているよこびが感じられる社会を実現します。

エキスパートグループは、グループミッションのもと、グループ企業がそれぞれの役割に基づき、「本当の幸せ」と「生きている喜びが感じられる社会」の実現に向けて事業を展開しています。

エキスパートグループは、「アイリオ生命保険株式会社」と「エキスパートアライアンス株式会社（一般事業会社）」および両社を統括する「エキスパートグループホールディングス株式会社」の3社からなるグループです。

エキスパートグループは、「相互扶助」の精神を創業の理念として、ロードサービス事業とその会員向けの共済事業を開始した、エキスパートアライアンス株式会社からスタートしました。

アイリオ生命保険株式会社は、そのエキスパートアライアンス株式会社から生まれた生命保険会社です。平成20年（2008年）8月に生命保険業の免許を取得し、生命保険事業を開始するとともに、エキスパートアライアンス株式会社の生命共済事業を承継いたしました。

エキスパートアライアンス株式会社はロードサービスや暮らしの支援サービス等の一般事業を継続し、家計の節約に資する商品・サービスを提供しています。

エキスパートグループ

	エキスパートグループホールディングス株式会社
本社所在地	東京都千代田区丸の内1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内
設立年月日	平成18年（2006年）7月3日
資本金	3億円
事業内容	グループ内企業の事業に関する企画・運営 その他新規事業企画 社会貢献活動事務局の運営 等

	エキスパートアライアンス株式会社
本社所在地	東京都千代田区丸の内1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内
設立年月日	平成8年（1996年）12月12日
資本金	3億円
事業内容	ロードサービス事業 生活支援事業の運営 健康食品の販売 「こだまクラブ」事務局の運営

	アイリオ生命保険株式会社
本社所在地	東京都港区台場2-3-1 トレードピアお台場20F
設立年月日	平成19年（2007年）10月1日
資本金	44億円(資本準備金を含む)
事業内容	生命保険業

■主な支援実績

平成20年度のエキスパートグループの社会貢献活動の主な取り組みをご案内します。

平成20年度（2008年度）の支援実績 国内外合わせて全88団体

○児童養護施設：45団体 ○子ども支援：10団体 ○社会福祉支援 13団体
○人道支援：14団体 ○環境保護：6団体

平成20年度の支援団体は88団体で、子ども支援、とりわけ虐待等でここに傷を抱え、児童養護施設で暮らす子ども達への支援に力を注ぎました。私たちの支援は、施設で暮らす子ども達が安心して家庭的な雰囲気の中で生活できるよう、環境整備や職員のスキルアップ等に役立てられており、直接支援する児童養護施設は、36都道府県、45施設となりました。また、子ども支援のほかに、社会福祉支援、人道支援の分野でも着実に実績を重ねています。さらに環境保護の分野における国内での活動も開始。市民の取り組みを側面からサポートし、社会に貢献してまいります。

子ども達の自立・支援のリレーと、支援の輪がさらに広がる活動にエキスパートグループからの支援が役立つことを願っています。

取り組みの一部のご紹介

■児童養護施設などへの支援

・児童養護施設 横手市立県南愛児園「ドリームハウス」

児童養護施設等における国の施策で、ケア単位の小規模化が求められています。それに伴い、施設の居室空間を整える必要



施設の準備が整いました

が出てきました。寄付により施設の改装・改修を行い、新基準の小規模グループケアへの対応が可能となりました。これにより、入所児童に対してより一層の細やかなケアができるようになりました。

・児童養護施設 子持山学園

寄付により、老朽化が著しい危険な遊具を撤去し、安全が確保された新しい遊具を配置。また、遊具周辺には芝生を敷き詰め、外観も美しく生まれ変わりました。子ども達が目を輝かせ、伸び伸びと遊べる環境が整いました。



新しく設置された遊具と皆で作った砂場

また、遊具周辺には芝生を敷き詰め、外観も美しく生まれ変わりました。子ども達が目を輝かせ、伸び伸びと遊べる環境が整いました。

・児童養護施設 岸和田学園

子ども達の人数に比べ、所有する車の台数が圧倒的に少ないため、週末や夏休みなどの長い休み期間には、子ども達に外出を



新たに購入した車両

我慢してもらうケースが多々ありました。寄付により、新たな車両を購入。子ども達の外出の機会が増えました。様々なお出かけプランも提案され、みな楽しそうに計画づくりに参加しています。

■子ども支援

・NPO法人 エキスパート児童福祉支援協会

当協会は、平成17年にエキスパートグループによって設立されました。家庭環境に恵まれない子ども達が健やかに育ち、その資質と能力を十分に発揮するための支援事業を行う団体で、18歳で児童養護



エキスパート児童福祉支援協会の会報誌

施設を巢立ち、自立しなければならない子ども達への育英奨学金・就労時の自立支援資金を提供しています。平成20年度は136名の子ども達に奨学および自立支援を行いました。一般的に進学者のための育英奨学資金制度が多いという現状を踏まえ、当協会では平成20年度より、就職者のための自立支援資金の提供に重点を置いています。

・NPO法人 チャイルドライン支援センター

全国で展開されている「チャイルドライン」は、いじめ、引きこもり、不登校等、生きづらさを抱えて苦しんでいる子ども達の悩みを受け止める電話相談です。エキスパートグループの寄付は、平成20年11月スタートのフリーダイヤル「0120-99-7777」に役立てられました。最初の2ヶ月で8万件を超える利用があり、日常的にフリーダイヤルを実施することで、子ども達が安心して電話をかけられるようになりました。また、電話相談の質を高めるため、全国で研修を行いました。



専用フリーダイヤル開設ポスター

■社会福祉

・NPO法人 さい帯血国際患者支援の会

白血病等の血液の難病治療に広く役立てられている『さい帯血治療』の受診の相談・紹介窓口の他、さい帯血移植を受ける患者と家族の



新しくなったロゴマーク

ため、衛生設備を備えた一時宿泊施設の運営・情報提供等を行っているNPO法人です。エキスパートグループは準無菌空間設備を整えた一時宿泊施設の設置・運営に対する寄付を実施。これにより一時宿泊施設「東京希望の家」がスタートしました。高度治療を受けられる患者と家族の方が、この宿泊施設を安価で利用できますが、神戸に続き東京でも「希望の家」がスタートすることで、設備を利用できる方が広がりました。

・財団法人 聴覚障害者教育福祉協会

聴覚障がい者の教育と福祉の充実を目的として、全国のろう学校や難聴学級、通園施設の子ども達や保護



コンクール入賞者の授賞式の様子

者、教職員を対象に、様々な支援活動を行っている協会です。エキスパートグループは、全国聾学校校長会との共催の全国ろう学校作文コンクールに協賛し、平成20年度で第4回目を迎えました。話しことばと比べ語彙の少ない手話を補うコミュニケーション手段として、作文力を養うことは将来の社会参加・自立に役立っています。

■環境保護

・NPO法人 北海道グリーンファンド

国内の環境保護分野への取り組みとして、誰でも無理なく地球環境の保全に貢献できる「グリーン電気料金制度」と、再生



可能な自然エネルギーによる市民共同発電所（市民風車等）づくり、省エネルギーの普及に取り組むNPO法人『北海道グリーンファンド』への支援を開始しました。エキスパートグループの寄付金は、平成21年に完成を目指す石川県輪島市の市民風車建設のための開発費として使用されました。輪島市での市民風車という新たな事業のスタートは、地域を元気にするきっかけを生み出すことにもつながっています。

グループの社会貢献活動に関して、詳しくはエキスパートグループホールディングス株式会社ホームページで公開しています。

(<http://www.exaghd.co.jp>)

データ編INDEX

当社は平成20年8月1日に生命保険業の免許を取得したため、平成20年度が生命保険会社として初の決算となります。したがって、平成20年度の数字のみを記載しています。

I. 会社概要	28
II. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	32
III. 財産の状況	33
1. 貸借対照表	33
2. 損益計算書	34
3. キャッシュ・フロー計算書	35
4. 株主資本等変動計算書	36
5. 債務者区分による債権の状況	40
6. リスク管理債権の状況	40
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	40
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	41
9. 有価証券等の時価情報（会社計）	42
(1) 有価証券の時価情報	42
(2) 金銭の信託の時価情報	42
(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）	42
10. 経常利益等の明細（基礎利益）	43
11. 区分経理の状況	44
12. 会計監査人による監査	45
13. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	45
IV. 業務の状況を示す指標等	46
1. 主要な業務の状況を示す指標等	46
(1) 決算業績の概況	46
(2) 保有契約高及び新契約高	46
(3) 年換算保険料	46
(4) 保障機能別保有契約高	47
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	48
(6) 異動状況の推移	49
(7) 契約者配当の状況	49
2. 保険契約に関する指標等	50
(1) 保有契約増加率	50
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	50
(3) 新契約率（対年度始）	50
(4) 解約失効率（対年度始）	50
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	50
(6) 死亡率（個人保険主契約）	50
(7) 特約発生率（個人保険）	50
(8) 事業費率（対収入保険料）	50
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	50
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	50
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	51
(12) 未だ収受していない再保険金の額	51
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	51
3. 経理に関する指標等	51
(1) 支払備金明細表	51
(2) 責任準備金明細表	52
(3) 責任準備金残高の内訳	52
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	52

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る 一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数.....	53
(6) 契約者配当準備金明細表.....	53
(7) 引当金明細表.....	53
(8) 特定海外債権引当勘定の状況.....	53
(9) 資本金等明細表.....	54
(10) 保険料明細表.....	54
(11) 保険金明細表.....	54
(12) 年金明細表.....	55
(13) 給付金明細表.....	55
(14) 解約返戻金明細表.....	55
(15) 減価償却費明細表.....	55
(16) 事業費明細表.....	55
(17) 税金明細表.....	56
4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）.....	56
(1) 資産運用の概況.....	56
(2) 運用利回り.....	58
(3) 主要資産の平均残高.....	58
(4) 資産運用収益明細表.....	59
(5) 資産運用費用明細表.....	59
(6) 利息及び配当金等収入明細表.....	60
(7) 有価証券売却益明細表.....	60
(8) 有価証券売却損明細表.....	60
(9) 有価証券評価損明細表.....	60
(10) 商品有価証券明細表.....	60
(11) 商品有価証券売買高.....	60
(12) 有価証券明細表.....	60
(13) 有価証券残存期間別残高.....	61
(14) 保有公社債の期末残高利回り.....	61
(15) 業種別株式保有明細表.....	61
(16) 貸付金明細表.....	61
(17) 貸付金残存期間別残高.....	62
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳.....	62
(19) 貸付金業種別内訳.....	62
(20) 貸付金使途別内訳.....	62
(21) 貸付金地域別内訳.....	62
(22) 貸付金担保別内訳.....	62
(23) 有形固定資産明細表.....	62
(24) 固定資産等処分益明細表.....	63
(25) 固定資産等処分損明細表.....	63
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表.....	63
(27) 海外投融資の状況.....	63
(28) 海外投融資利回り.....	63
(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）.....	63
(30) 各種ローン金利.....	63
(31) その他の資産明細表.....	63
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）.....	64
(1) 有価証券の時価情報.....	64
(2) 金銭の信託の時価情報.....	64
(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）.....	64
V. 特別勘定に関する指標等.....	65
VI. 保険会社及びその子会社等の状況.....	65

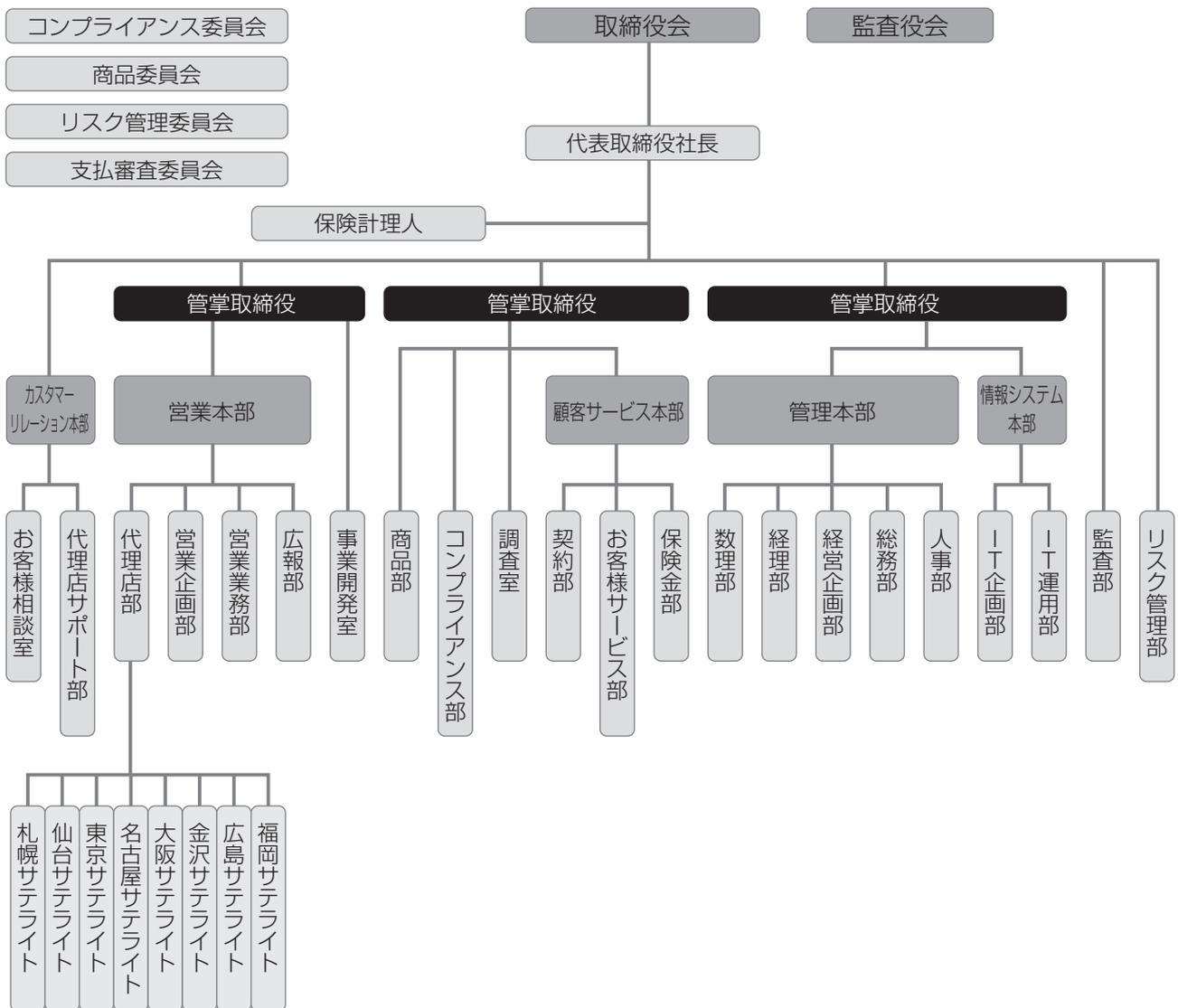
I. 会社概要

■ 会社沿革

- 平成12年 5月 「エキスパートアライアンス株式会社^{*}」が生命共済契約の募集を開始
- 平成19年 10月 「エキスパートアライアンス保険準備株式会社」設立
- 平成20年 8月 「エキスパートアライアンス保険準備株式会社」が生命保険業の免許を取得。商号を「アイリオ生命保険株式会社」に変更。「アイリオ生命保険株式会社」が「エキスパートアライアンス株式会社」の生命共済事業を承継
- 平成20年 10月 「医療保険」「生活習慣病保険」「災害保障保険」「重度障害保険」「定期保険」を発売
- 平成21年 4月 「女性疾病保険」を発売

^{*}「エキスパートアライアンス株式会社」は「アイリオ生命保険株式会社」の前身です。

■ 組織図



(平成21年7月1日現在)

■ 本社所在地

東京都港区台場2-3-1 トレードピアお台場20F
総合受付 Tel : 03-5520-1660

■ サテライト

札幌サテライト
仙台サテライト
東京サテライト
名古屋サテライト
大阪サテライト
金沢サテライト
広島サテライト
福岡サテライト

※サテライトは、研修等を実施する施設で、支社・支店機能を有するものではありません。

■ 主要な業務内容

生命保険の募集および引受業務を行っています。

■ 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成19年10月 1日		10百万円	会社設立
平成19年11月12日	295百万円	305百万円	株主割当増資
平成20年 3月25日	295百万円	600百万円	資本準備金組入
平成20年 8月15日	1,900百万円	2,500百万円	第三者割当増資

■ 株式の総数

発行する株式の総数	140.0千株
発行済株式の総数	29.5千株
当期末株主数	6名

■ 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

	種 類	発行数	内 容
発行済株式	A種株式	12,852株	A種株式には議決権が付与されています。
	B種株式	16,648株	B種株式に議決権はありません。

(2) 大株主

(単位：千株、%)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
エキスパートグループ ホールディングス株式会社	A種株式 6.426	A種株式 50.00	—	—
	B種株式 13.574	B種株式 81.54		
	種類株式計 20.000	種類株式計 67.80		
ジャフコ・スーパーV3 共有投資事業有限責任組合 (無限責任組合員 株式会社 ジャフコ)	A種株式 2.500	A種株式 19.45	—	—
	B種株式 —	B種株式 —		
	種類株式計 2.500	種類株式計 8.47		
楽天金融フロンティア 投資事業有限責任組合 (無限責任組合員 楽天 ストラテジックパートナーズ 株式会社)	A種株式 1.926	A種株式 14.99	—	—
	B種株式 3.074	B種株式 18.46		
	種類株式計 5.000	種類株式計 16.95		
みずほキャピタル第3号 投資事業有限責任組合 (無限責任組合員 みずほ キャピタル株式会社)	A種株式 0.750	A種株式 5.84	—	—
	B種株式 —	B種株式 —		
	種類株式計 0.750	種類株式計 2.54		
NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合 (無限責任組合員 大和 SMBCキャピタル株式会社)	A種株式 0.750	A種株式 5.84	—	—
	B種株式 —	B種株式 —		
	種類株式計 0.750	種類株式計 2.54		
NIFSMBC-V2006S1 投資事業有限責任組合 (無限責任組合員 大和 SMBCキャピタル株式会社)	A種株式 0.500	A種株式 3.89	—	—
	B種株式 —	B種株式 —		
	種類株式計 0.500	種類株式計 1.69		

(注) 当社の株主は上記6名であります。

■ 主要株主の状況

名称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等 に占める所有 株式等の割合
エキスパート グループホール ディングス 株式会社	東京都千代田区 丸の内1-11-1	300百万円	・完全子会社の事業に 関する企画・運営 ・その他新規事業企画 ・社会貢献活動事務局の 運営 等	平成18年 7月3日	67.80%

■ 取締役及び監査役（平成21年7月1日現在）

代表取締役社長	米田光生	常勤監査役	兼田雅光
取締役	市村元一	監査役	齋藤親輔
取締役	伊藤茂樹	監査役	山口隆雄
取締役	岩ヶ谷晃久	監査役	福田誠

■ 従業員の在籍・採用状況

区分	平成20年度末 在籍数	平成20年度 採用数	平成20年度末	
			平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	165名	28名	38.3歳	0.5年
（男子）	72名	11名	43.4歳	0.5年
（女子）	93名	17名	34.3歳	0.5年
（総合職）	165名	28名	38.3歳	0.5年
（一般職）				
営業職員				
（男子）				
（女子）				

■ 平均給与（内勤職員）

（単位：千円）

区分	平成21年3月
内勤職員	434

（注）平均給与月額は平成21年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

■ 平均給与（営業職員）

該当ありません。

Ⅱ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

当社は平成20年8月1日に生命保険業の免許を取得したため、平成20年度が生命保険会社として初の決算となります。したがって平成20年度の数字のみを記載しています。

(単位：百万円)

項 目	平成20年度
経常収益	21,935
経常利益（△は経常損失）	△6,961
基礎利益	1,067
当期純利益（△は当期純損失）	△6,252
資本金	2,500
発行済株式の総数	29.5千株
総資産	21,088
うち特別勘定資産	—
責任準備金残高	15,397
貸付金残高	4
有価証券残高	4,150
ソルベンシー・マージン比率	953.3%
従業員数	165名
保有契約高	2,515,133
うち個人保険	2,515,133
うち個人年金保険	—
うち団体保険	—
団体年金保険保有契約高	—

Ⅲ. 財産の状況

1. 貸借対照表

平成20年度（平成21年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	4,038	保険契約準備金	16,944
現金	0	支払備金	1,546
預貯金	4,038	責任準備金	15,397
有価証券	4,150	代理店借	875
国債	2,241	再保険借	624
地方債	677	その他負債	1,447
社債	1,230	未払法人税等	6
貸付金	4	未払金	97
一般貸付	4	未払費用	433
有形固定資産	203	預り金	860
建物	79	リース債務	11
リース資産	11	仮受金	37
その他の有形固定資産	112	退職給付引当金	53
無形固定資産	1,522	価格変動準備金	0
ソフトウェア	1,522	負債の部合計	19,945
再保険貸	4,927	(純資産の部)	
その他資産	2,654	資本金	2,500
未収金	2,269	資本剰余金	4,923
前払費用	98	資本準備金	1,900
未収収益	5	その他資本剰余金	3,023
預託金	248	利益剰余金	△6,293
仮払金	3	その他利益剰余金	△6,293
その他の資産	29	繰越利益剰余金	△6,293
繰延税金資産	3,587	株主資本合計	1,129
貸倒引当金	△0	¹ 他有価証券評価差額金	12
		評価・換算差額等合計	12
		純資産の部合計	1,142
資産の部合計	21,088	負債及び純資産の部合計	21,088

2. 損益計算書

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	21,935
保険料等収入	21,682
保険料	17,364
再保険収入	4,318
資産運用収益	18
利息及び配当金等収入	18
預貯金利息	4
有価証券利息・配当金	13
貸付金利息	0
その他経常収益	234
支払備金戻入額	234
その他の経常収益	0
経常費用	28,897
保険金等支払金	10,974
保険金	1,996
給付金	4,312
その他返戻金	1
再保険料	4,663
責任準備金等繰入額	8,697
責任準備金繰入額	8,697
資産運用費用	1
支払利息	1
事業費	8,448
その他経常費用	775
税金	485
減価償却費	277
退職給付引当金繰入額	11
その他の経常費用	0
経常損失	6,961
特別利益	0
その他特別利益	0
特別損失	0
価格変動準備金繰入額	0
税引前当期純損失	6,962
法人税及び住民税	7
法人税等調整額	△717
法人税等合計	△710
当期純損失	6,252

3. キャッシュ・フロー計算書

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（△は損失）	△6,962
減価償却費	277
支払備金の増減額（△は減少）	△234
責任準備金の増減額（△は減少）	8,697
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△0
退職給付引当金の増減額（△は減少）	11
価格変動準備金の増減額（△は減少）	0
利息及び配当金等収入	△18
有価証券関係損益（△は益）	1
支払利息	1
再保険貸の増減額（△は増加）	△3,070
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は増加）	△1,258
代理店借の増減額（△は減少）	875
再保険借の増減額（△は減少）	339
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は減少）	963
小 計	△373
利息及び配当金等の受取額	14
利息の支払額	△1
その他	78
法人税等の支払額	△1
営業活動によるキャッシュ・フロー	△283
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△3,610
有価証券の売却・償還による収入	500
貸付による支出	△5
貸付金の回収による収入	5
その他	△258
資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計）	△3,369 (△3,652)
有形固定資産の取得による支出	△202
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,571
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	3,800
その他	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,798
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△56
会社分割による現金同等物の承継額	3,531
現金及び現金同等物期首残高	564
現金及び現金同等物期末残高	4,038

(注) 1. 現金及び現金同等物の範囲は、現金及び要求払預金です。
 2. エキスパートアライアンス株式会社より承継した資産負債の主な内訳は次の通りです。
 また、承継により増加した資本準備金は、3,023百万円です。

(単位：百万円)

現金及び預貯金	3,531
有価証券	1,025
有形固定資産	301
無形固定資産	1,605
その他	5,826
資産合計	12,289
保険契約準備金	7,990
その他	1,273
負債合計	9,263
その他有価証券評価差額金	2
純資産合計	2

4. 株主資本等変動計算書

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		株主資本合計	
資本金		前期末残高	559
前期末残高	600	当期変動額	
当期変動額		新株の発行	3,800
新株の発行	1,900	剰余金の配当	—
当期変動額合計	1,900	当期純利益	△6,252
当期末残高	2,500	自己株式の処分	—
資本剰余金		会社分割による変動額	3,023
資本準備金		当期変動額合計	570
前期末残高	—	当期末残高	1,129
当期変動額		評価・換算差額等	
新株の発行	1,900	その他有価証券評価差額金	
当期変動額合計	1,900	前期末残高	—
当期末残高	1,900	当期変動額	
その他資本剰余金		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12
前期末残高	—	当期変動額合計	12
当期変動額		当期末残高	12
会社分割による変動額	3,023	繰延ヘッジ損益	
当期変動額合計	3,023	前期末残高	—
当期末残高	3,023	当期変動額	
資本剰余金合計		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
前期末残高	—	当期変動額合計	—
当期変動額		当期末残高	—
新株の発行	1,900	土地再評価差額金	
会社分割による変動額	3,023	前期末残高	—
当期変動額合計	4,923	当期変動額	
当期末残高	4,923	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
利益剰余金		当期変動額合計	—
利益準備金		当期末残高	—
前期末残高	—	評価・換算差額等合計	
当期変動額		前期末残高	—
剰余金の配当	—	当期変動額	
当期変動額合計	—	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12
当期末残高	—	当期変動額合計	12
その他利益剰余金		当期末残高	12
繰越利益剰余金		新株予約権	
前期末残高	△40	前期末残高	—
当期変動額		当期変動額	
剰余金の配当	—	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期純利益	△6,252	当期変動額合計	—
当期変動額合計	△6,252	当期末残高	—
当期末残高	△6,293	純資産合計	
利益剰余金合計		前期末残高	559
前期末残高	△40	当期変動額	
当期変動額		新株の発行	3,800
剰余金の配当	—	剰余金の配当	—
当期純利益	△6,252	当期純利益	△6,252
当期変動額合計	△6,252	自己株式の処分	—
当期末残高	△6,293	会社分割による変動額	3,023
自己株式		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12
前期末残高	—	当期変動額合計	583
当期変動額		当期末残高	1,142
自己株式の処分	—		
当期変動額合計	—		
当期末残高	—		

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法（定額法）によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

①「建物」及び「その他の有形固定資産」

会社分割により承継した資産

平成19年3月31日以前に取得したもの	旧定率法によっております。
平成19年4月1日以降に取得したもの	定率法によっております。

当社において取得した資産

定率法によっております。

なお、「その他の有形固定資産」のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引	リース期間に基づく定額法によっております。
--------------------	-----------------------

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

ソフトウェア	利用可能期間に基づく定額法によっております。
--------	------------------------

(4) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に見積もった回収不能額

及び貸倒実績率に基づき算定した金額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に則り、所管部署及び当該部署から独立した二次査定部署が査定を行い、その査定結果に基づいて引当を行っております。

②退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法により、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しております。

(7) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は110百万円であります。

(8) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債務の総額は44百万円であります。

(9) 繰延税金資産の総額は5,459百万円、繰延税金負債の総額は8百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,863百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、繰越欠損金13,675百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額22百万円であります。当年度における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳

は、当期純損失のため記載しておりません。

(10) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

2. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は479百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は185百万円であります。

3. 1株当たりの純資産額は38,731円04銭であります。

4. 企業結合に関する事項

当社は、平成20年2月14日開催の取締役会において、エキスパートアライアンス株式会社の営んでいた生命共済事業に係る権利義務の一切を当社に承継させる旨を決議し、エキスパートアライアンス株式会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約に基づき、平成20年8月15日に吸収分割が発効しました。

(1) 吸収分割の目的

エキスパートアライアンス株式会社の営む生命共済事業の継続を図るため。

(2) 分割方式

エキスパートアライアンス株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする分割型の吸収分割。

(3) 受け入れた資産及び負債の会計処理

分割期日の前日に付された適正な帳簿価額により、共済事業に係る資産12,289百万円及び負債9,263百万円を計上しております。

(4) 株式の割当

吸収分割契約により承継する権利義務の対価として、B種株式8,000株を発行し、その全部をエキスパートアライアンス株式会社に交付しております。なおエキスパートアライアンス株式会社は交付を受けた株式全てを、剰余金の配当として同社100%株主であるエキスパートグループホールディングス株式会社に交付しています。

(5) 増加する資本金

変更はありません。

(6) 効力発生日

平成20年8月15日

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による費用の総額は、315百万円であります。
2. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は265百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は185百万円であります。
3. 1株当たり当期純損失は272,098円53銭であります。
4. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(1) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社の 子会社	エキスパート アライアンス 株式会社	なし	業務委託 契約	当社が権利義務を承継する 吸収分割			
				承継資産	12,289	—	—
				承継負債	9,263	—	—
				承継その他有価証券評価差額金 株式の交付 (株主資本変動額)	2 3,023	—	—

(注) 共通支配下の取引として、承継した資産、負債は移転前の適正な帳簿価額により計上し、差額を
その他資本剰余金としております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
A種株式	12,000	6,426	5,574	12,852
B種株式	—	16,648	—	16,648
合計	12,000	23,074	5,574	29,500
自己株式				
A種株式	—	5,574	5,574	—
合計	—	5,574	5,574	—

- (注) 1. A種株式の発行済株式総数の増加6,426株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。
2. A種株式の発行済株式総数の減少5,574株は、A種株式5,574株について取得請求があり、これによりB種株式5,574株を新たに発行するとともに、A種株式5,574株を消却したものであります。
3. B種株式の発行済株式総数の増加のうち3,074株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。
4. B種株式の発行済株式総数の増加のうち8,000株は、吸収分割契約により承継する権利義務の対価として、エキスパートアライアンス株式会社に交付したものであります。

5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—
危険債権	0
要管理債権	—
小 計	0
(対合計比)	(0.25)
正常債権	4
合 計	4

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（(注)1. 及び2. に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(注)1. 及び2. に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(注)1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

該当ありません。

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項目	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,191
資本金等	1,129
価格変動準備金	0
危険準備金	259
一般貸倒引当金	0
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	18
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	3,783
持込資本金等	—
負債性資本調達手段等	—
控除項目	—
その他	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	1,089
保険リスク相当額 R_1	232
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	812
予定利率リスク相当額 R_2	2
資産運用リスク相当額 R_3	136
経営管理リスク相当額 R_4	35
最低保証リスク相当額 R_7	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{\frac{1}{2} \times (B)} \times 100$	953.3%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています）。

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

（1）有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成20年度末				
	帳簿価額	時 価		差 損 益	
				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他有価証券	4,129	4,150	20	22	△2
公社債	4,129	4,150	20	22	△2
株式	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	4,129	4,150	20	22	△2
公社債	4,129	4,150	20	22	△2
株式	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—

・時価のない有価証券

該当ありません。

（2）金銭の信託の時価情報

該当ありません。

（3）デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

該当ありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		平成20年度
基礎利益	A	1,067
キャピタル収益		—
金銭の信託運用益		—
売買目的有価証券運用益		—
有価証券売却益		—
金融派生商品収益		—
為替差益		—
その他キャピタル収益		—
キャピタル費用		—
金銭の信託運用損		—
売買目的有価証券運用損		—
有価証券売却損		—
有価証券評価損		—
金融派生商品費用		—
為替差損		—
その他キャピタル費用		—
キャピタル損益	B	—
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	1,067
臨時収益		—
再保険収入		—
危険準備金戻入額		—
その他臨時収益		—
臨時費用		8,028
再保険料		—
危険準備金繰入額		259
個別貸倒引当金繰入額		—
特定海外債権引当勘定繰入額		—
貸付金償却		—
その他臨時費用		7,769
臨時損益	C	△8,028
経常利益（損失）	A + B + C	△6,961

（注）平成20年度におけるその他臨時費用は、エキスパートアライアンス株式会社より承継した共済契約について、同社が責任準備金に相当するものとして引当を行っていた金額と承継後に積み立てた標準責任準備金との差額を記載しております。

11. 区分経理の状況

当社では、エキスパートアライアンス株式会社から承継した共済契約（共済契約区分）と当社が締結した保険契約（保険契約区分）について、会社の定める基準により損益等を区分して管理しております。

1. 平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）損益の状況

（単位：百万円）

科 目	保険契約区分	共済契約区分
経常収益	155	21,778
保険料等収入	158	21,524
（保険料）	158	17,206
（再保険収入）	—	4,318
資産運用収益	0	17
その他経常収益	△2	236
経常費用	1,677	27,201
保険金等支払金	6	10,967
（保険金・給付金）	6	6,302
（再保険料）	—	4,663
責任準備金等繰入額	107	8,590
資産運用費用	0	1
事業費	1,420	7,023
その他経常費用	142	619
経常損失	1,521	5,422
特別利益	0	0
特別損失	0	0
税引前当期純損失	1,521	5,423
法人税等合計	△400	△306
当期純損失	1,121	5,117

〈損益の区分方法の概要〉

損益の各契約区分への区分方法の概要は次のとおりです。

- ①保険契約関係損益（再保険収入を含む保険料等収入、再保険料を含む保険金等支払金、責任準備金等の繰入・戻入額）については、項目ごとに各契約区分に直課（帰属する契約区分が明らかであり、当該区分に直接計上することをいいます。）しております。
- ②資産運用収益及び資産運用費用については、原則として、各契約区分の経過保険契約準備金（支払備金および責任準備金の合計額）比により配賦しております。
- ③事業費については、直課可能な費目は各契約区分に直課し、その他の費目は費目の内容に応じて、各契約区分の業務量比（職員給与等の人件費の配賦）、経過保有契約件数比等合理的な基準により配賦しております。
- ④その他経常収益・経常費用及び特別損益については、直課可能な項目は各契約区分に直課し、その他の項目は項目の内容に応じて、収入保険料比、経過保険契約準備金比、職員給与比、事業費比等合理的な基準により配賦しております。
- ⑤法人税等合計については、住民税均等割は職員給与比により配賦し、法人税等調整額は各契約区分に帰属する繰延税金資産・負債残高の増減額により計上しております。

〈参考：経常利益等の明細（基礎利益）〉

（単位：百万円）

		保険契約区分	共済契約区分
基礎利益	A	△1,462	2,547
キャピタル損益	B	—	—
臨時損益	C	△59	△7,969
臨時費用		59	7,969
（危険準備金繰入額）		59	200
（承継契約の責任準備金差額積増分）		—	7,769
経常利益（損失）	A + B + C	△1,521	△5,422

2. 平成20年度（平成21年3月31日現在）資産・負債等の状況

（単位：百万円）

科 目	保険契約区分	共済契約区分
資産の部合計	315	19,643
負債の部合計	1,436	21,725
（負債の部内訳）		
保険契約準備金	109	16,834
（支払備金）	2	1,544
（責任準備金）	107	15,290
代理店借	10	864
再保険借	—	624
その他負債	1,288	3,374
退職給付引当金	27	26
価格変動準備金	0	0
純資産の部合計	△1,121	△2,081
（純資産の部内訳）		
剰余金	△1,121	△2,094
（繰越利益剰余金）	△1,121	△5,117
（承継資産・負債差額）	—	3,023
評価・換算差額等合計	0	12
負債及び純資産の部合計	315	19,643

〈資産・負債等の区分方法の概要〉

資産・負債等の各契約区分への区分方法の概要は次のとおりです。

- ①保険契約関係負債（支払備金、責任準備金、再保険借）については、項目ごとに各契約区分に直課しております。
- ②保険契約関係以外の負債および評価・換算差額等については、直課可能な項目は各契約区分に直課し、その他の項目は項目の内容に応じて、事業年度末保険契約準備金比、職員給与比、事業費比等合理的な基準により配賦しております。

12. 会計監査人による監査

当社は、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

13. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

IV. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

4～6ページをご覧ください。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	平成20年度末			
	件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	646	—	25,151	—
個人年金保険	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—

新契約高

(単位：千件、億円)

区 分	平成20年度			
	件 数		金 額	
			新契約	転換による純増加
個人保険	28	352	352	—
個人年金保険	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度末	
		前年度末比
個人保険	28,041	—
個人年金保険	—	—
合 計	28,041	—
うち医療保障・生前給付保障等	17,350	—

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度	
		前年度比
個人保険	876	—
個人年金保険	—	—
合 計	876	—
うち医療保障・生前給付保障等	717	—

(注) 1. 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額です。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」の欄には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

①死亡保障、生存保障、入院保障

(単位：百万円)

区 分			保有金額
			平成20年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	2,515,133
		個人年金保険	—
		団体保険	—
		団体年金保険	—
		その他共計	—
	災害死亡	個人保険	(101,704)
		個人年金保険	(—)
		団体保険	(—)
		団体年金保険	(—)
その他共計		(—)	
その他の 条件付死亡	個人保険	(2,202,087)	
	個人年金保険	(—)	
	団体保険	(—)	
	団体年金保険	(—)	
	その他共計	(—)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	—
		個人年金保険	—
		団体保険	—
		団体年金保険	—
		その他共計	—
	年金	個人保険	(—)
		個人年金保険	(—)
		団体保険	(—)
		団体年金保険	(—)
その他共計		(—)	
その他	個人保険	—	
	個人年金保険	—	
	団体保険	—	
	団体年金保険	—	
	その他共計	—	
入院保障	災害入院	個人保険	(2,289)
		個人年金保険	(—)
		団体保険	(—)
		団体年金保険	(—)
		その他共計	(2,289)
	疾病入院	個人保険	(2,035)
		個人年金保険	(—)
		団体保険	(—)
		団体年金保険	(—)
その他共計		(2,035)	
その他の 条件付入院	個人保険	(2,116)	
	個人年金保険	(—)	
	団体保険	(—)	
	団体年金保険	(—)	
	その他共計	(2,116)	

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。また、入院保障の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
2. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。

②障害保障、手術保障

(単位：件)

区 分		保有件数
		平成20年度末
障害保障	個人保険	50,801
	個人年金保険	—
	団体保険	—
	団体年金保険	—
	その他共計	—
手術保障	個人保険	510,740
	個人年金保険	—
	団体保険	—
	団体年金保険	—
	その他共計	—

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額
		平成20年度末
死亡保険	終身保険	—
	定期付終身保険	—
	定期保険	1,118,408
	その他共計	2,515,133
生死混合保険	養老保険	—
	定期付養老保険	—
	生存給付金付定期保険	—
	その他共計	—
生存保険		—
年金保険	個人年金保険	—
災害・疾病関係特約	災害割増特約	—
	傷害特約	—
	災害入院特約	—
	疾病特約	—
	成人病特約	—
	その他の条件付入院特約	336

(注) 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(6) 異動状況の推移**①個人保険**

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成20年度	
	件数	金額
年始現在	—	—
新契約	28,996	35,286
更新	114,550	842,262
復活	95	118
転換による増加	—	—
その他の増加	663,682	2,690,605
死亡	429	2,034
満期	117,399	882,203
保険金額の減少	—	273
転換による減少	—	—
解約	22,364	92,335
失効	19,457	75,871
その他の減少	744	421
年末現在	646,930	2,515,133
(増加率)	(—)	(—)
純増加	646,930	2,515,133
(増加率)	(—)	(—)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

2. 平成20年度の「その他の増加」にはエキスパートアライアンス(株)からの共済契約の承継による増加を含みます。

②個人年金保険

該当ありません。

③団体保険

該当ありません。

④団体年金保険

該当ありません。

(7) 契約者配当の状況

該当ありません。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

当社は平成20年度の年始保有契約が存在しないため、保有契約増加率は掲載しておりません。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	平成20年度
新契約平均保険金	4,487
保有契約平均保険金	7,722

(注) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金は、それぞれ分子は新契約高、保有契約高、分母は新契約件数、保有契約件数として算出していますが、家族の死亡保障に関する特約や死亡保障のない医療保険等については、計算対象から除いています。

(3) 新契約率（対年度始）

当社は平成20年度の年始保有契約が存在しないため、新契約率は掲載しておりません。

(4) 解約失効率（対年度始）

当社は平成20年度の年始保有契約が存在しないため、解約失効率は掲載しておりません。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

平成20年度	2,520
--------	-------

(6) 死亡率（個人保険主契約）

当社は平成20年度の年始保有契約が存在しないため、死亡率は掲載しておりません。

(7) 特約発生率（個人保険）

当社は平成20年度の年始保有契約が存在しないため、特約発生率は掲載しておりません。

(8) 事業費率（対収入保険料）

平成20年度	48.7%
--------	-------

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成20年度	2
--------	---

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません（次の(10)～(12)において、同じ）。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

平成20年度	100%
--------	------

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	平成20年度
AA-	0.3
A-	99.7

(注) 格付はS&P社による保険財務力格付に基づいております。ただし、保険財務力格付がなく、親会社（100%株式保有）に発行体格付がある場合は、その発行体格付に基づいております。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成20年度	792
--------	-----

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

		平成20年度
第三分野発生率		36.3
医療（疾病）		38.0
がん		40.2
介護		—
その他		16.7

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成20年度末
保 険 金	死亡保険金	518
	災害保険金	4
	高度障害保険金	46
	満期保険金	—
	その他	0
	小計	570
年金		—
給付金		976
解約返戻金		—
保険金据置支払金		—
その他共計		1,546

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成20年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険	15,138
	(一般勘定)	15,138
	(特別勘定)	—
	個人年金保険	—
	(一般勘定)	—
	(特別勘定)	—
	団体保険	—
	(一般勘定)	—
	(特別勘定)	—
	団体年金保険	—
(一般勘定)	—	
(特別勘定)	—	
その他	—	
(一般勘定)	—	
(特別勘定)	—	
小計	15,138	
(一般勘定)	15,138	
(特別勘定)	—	
危険準備金	259	
合 計	15,397	
(一般勘定)	15,397	
(特別勘定)	—	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	平成20年度末 合 計
残 高	14,874	263	—	259	15,397

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

		平成20年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険を対象としています。
 2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	—	—
1981年度～1985年度	—	—
1986年度～1990年度	—	—
1991年度～1995年度	—	—
1996年度～2000年度	250	2.0%
2001年度～2005年度	11,783	1.5%
2006年度	1,678	1.5%
2007年度	1,144	1.5%
2008年度	281	1.5%

(注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険の責任準備金（危険準備金を除く。）を記載しています。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

(7) 引当金明細表

（単位：百万円）

		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	0	0	貸借対照表関係注記1.(4)①をご参照ください。
	個別貸倒引当金	—	—	—	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		—	53	53	貸借対照表関係注記1.(4)②をご参照ください。
価格変動準備金		—	0	0	貸借対照表関係注記1.(5)をご参照ください。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資本金						
うち既 発行株式	(A種株式)	(12,000株) 600	(6,426株) 1,285	(5,574株) 278	(12,852株) 1,606	
	(B種株式)	—	(16,648株) 893	—	(16,648株) 893	
	計	(12,000株) 600	(23,074株) 2,178	(5,574株) 278	(29,500株) 2,500	
資本剰余金	(資本準備金)	—	1,900	—	1,900	
	(その他資本剰余金)	—	3,023	—	3,023	
	計	—	4,923	—	4,923	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成20年度
個人保険	17,364
（うち一時払）	(—)
（うち年払）	(—)
（うち半年払）	(—)
（うち月払）	(17,364)
個人年金保険	—
（うち一時払）	(—)
（うち年払）	(—)
（うち半年払）	(—)
（うち月払）	(—)
団体保険	—
団体年金保険	—
その他共計	17,364

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	平成20年度 合計
死亡保険金	1,725	—	—	—	—	—	1,725
災害保険金	58	—	—	—	—	—	58
高度障害保険金	200	—	—	—	—	—	200
満期保険金	—	—	—	—	—	—	—
その他	13	—	—	—	—	—	13
合 計	1,996	—	—	—	—	—	1,996

(12) 年金明細表

該当ありません。

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	平成20年度 合計
死亡給付金	—	—	—	—	—	—	—
入院給付金	2,104	—	—	—	—	—	2,104
手術給付金	1,232	—	—	—	—	—	1,232
障害給付金	71	—	—	—	—	—	71
生存給付金	—	—	—	—	—	—	—
その他	902	—	—	—	—	—	902
合 計	4,312	—	—	—	—	—	4,312

(14) 解約返戻金明細表

該当ありません。

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	313	64	110	203	35.2
建物	133	14	53	79	40.1
その他の有形固定資産	180	50	56	123	31.5
無形固定資産	1,736	213	213	1,522	12.3
その他	—	—	—	—	—
合 計	2,049	277	324	1,725	15.8

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成20年度
営業活動費	5,340
営業管理費	404
一般管理費	2,704
合 計	8,448

(注) 「一般管理費」には、生命保険契約者保護機構に対する負担金が1百万円含まれています。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成20年度
国 税	350
消費税	311
印紙税	25
登録免許税	13
地方税	135
地方消費税	77
法人事業税	54
事業所税	3
合 計	485

4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1) 資産運用の概況

①平成20年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

平成20年度のわが国の経済は低迷状況が続き、第3四半期には内外需が大きく落ち込み、GDPは約35年ぶりとなる年率△12.1%と、第一次オイルショック以来の低水準となりました。国内長期金利は、6月中旬には10年国債利回り1.9%台まで上昇しましたが、世界的な金融危機と景気後退、わが国経済の低迷、原油価格の下落、株安、円高等から12月末には1.1%台まで低下しました。その後も、金利は低位で推移し年度末には1.34%となりました。

ロ. 当社の運用方針

当社の資産運用にあたっては、保険金・給付金を将来にわたって確実に支払うことができるよう、安全性及び収益性の確保が重要な使命と考えております。安全性を第一義とし流動性を重視した運用資産ポートフォリオの構築を図りつつ、中・長期的に安定的な収益の確保を目標として、国債を主体とした公社債中心の運用を行うことを資産運用の基本方針としております。

ハ. 運用実績の概況

平成20年度末の一般勘定資産残高は210億円、運用資産残高は81億円となりました。国債を主体とした公共債に加え、高格付けの社債など国内公社債中心の資産運用を行いました。営業開始から半年程度と日が浅く、また運用資産規模が小さいことから資産運用収益は少額に留まりました。なお、サブプライムローン関連商品への直接投資はなく、また、これを含めた資産運用に伴う売却損、評価損などの資産運用費用はありません。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度末	
	金 額	占 率
現預金・コールローン	4,038	19.2
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	4,150	19.7
公社債	4,150	19.7
株 式	—	—
外国証券	—	—
公社債	—	—
株式等	—	—
その他の証券	—	—
貸付金	4	0.0
保険約款貸付	—	—
一般貸付	4	0.0
不動産	79	0.4
繰延税金資産	3,587	17.0
その他	9,228	43.8
貸倒引当金	△0	△0.0
合 計	21,088	100.0
うち外貨建資産	—	—

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成20年度
現預金・コールローン	—
買現先勘定	—
債券貸借取引支払保証金	—
買入金銭債権	—
商品有価証券	—
金銭の信託	—
有価証券	—
公社債	—
株 式	—
外国証券	—
公社債	—
株式等	—
その他の証券	—
貸付金	—
保険約款貸付	—
一般貸付	—
不動産	—
繰延税金資産	—
その他	—
貸倒引当金	—
合 計	—
うち外貨建資産	—

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	平成20年度
現預金・コールローン	0.11
買現先勘定	—
債券貸借取引支払保証金	—
買入金銭債権	—
商品有価証券	—
金銭の信託	—
有価証券	0.83
うち公社債	0.83
うち株式	—
うち外国証券	—
貸付金	0.53
うち一般貸付	0.53
不動産	—
一般勘定計	0.13

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。なお、不動産には、営業用不動産を含めておりません。(次の(3)において同じ。)

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成20年度
現預金・コールローン	4,146
買現先勘定	—
債券貸借取引支払保証金	—
買入金銭債権	—
商品有価証券	—
金銭の信託	—
有価証券	1,460
うち公社債	1,460
うち株式	—
うち外国証券	—
貸付金	3
うち一般貸付	3
不動産	—
一般勘定計	13,000
うち海外投融資	—

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成20年度
利息及び配当金等収入	18
商品有価証券運用益	—
金銭の信託運用益	—
売買目的有価証券運用益	—
有価証券売却益	—
有価証券償還益	—
金融派生商品収益	—
為替差益	—
その他運用収益	—
合 計	18

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成20年度
支払利息	1
商品有価証券運用損	—
金銭の信託運用損	—
売買目的有価証券運用損	—
有価証券売却損	—
有価証券評価損	—
有価証券償還損	—
金融派生商品費用	—
為替差損	—
貸倒引当金繰入額	—
貸付金償却	—
賃貸用不動産等減価償却費	—
その他運用費用	—
合 計	1

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成20年度
預貯金利息	4
有価証券利息・配当金	13
公社債利息	13
株式配当金	—
外国証券利息配当金	—
貸付金利息	0
不動産賃貸料	—
その他共計	18

(7) 有価証券売却益明細表

該当ありません。

(8) 有価証券売却損明細表

該当ありません。

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度末	
	金 額	占 率
国 債	2,241	54.0
地方債	677	16.3
社 債	1,230	29.7
うち公社・公団債	—	—
株 式	—	—
外国証券	—	—
公社債	—	—
株式等	—	—
その他の証券	—	—
合 計	4,150	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成20年度末						合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	401	906	302	124	507	—	2,241
地方債	—	172	505	—	—	—	677
社 債	—	521	608	—	100	—	1,230
株 式							—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	401	1,599	1,416	124	608	—	4,150

(14) 保有公社債の期末残高利回り

区 分	平成20年度末
公社債	0.95%
外国公社債	—

(15) 業種別株式保有明細表

該当ありません。

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成20年度末残高
保険約款貸付	—
契約者貸付	—
保険料振替貸付	—
一般貸付	4
(うち非居住者貸付)	(—)
企業貸付	—
(うち国内企業向け)	(—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—
公共団体・公企業貸付	—
住宅ローン	—
消費者ローン	—
その他	4
合 計	4

(注) 一般貸付は福利厚生貸付のみです。

(17) 貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めない ものを含む)	合 計
平成 20 年度 末	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利	0	3	—	—	—	—	4
	一般貸付計	0	3	—	—	—	—	4

(注) 一般貸付は福利厚生貸付のみです。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表**①有形固定資産の明細**

(単位：百万円、%)

区 分		前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額	償却 累計率
平成 20 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	93	—	14	79	53	40.1
	建設仮勘定	—	158	158	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	—	173	0	50	123	56	31.5
	合 計	—	426	158	64	203	110	35.2

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分		平成20年度末
不動産残高		79
	営業用	79
	賃貸用	—
賃貸用ビル保有数		—

(24) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

該当ありません。

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

該当ありません。

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却 累計額	期末残高	摘要
貯蔵品	—	162	134	—	27	
その他	—	1	—	—	1	
合計	—	163	134	—	29	

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成20年度末				
	帳簿価額	時価		差損益	
				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他有価証券	4,129	4,150	20	22	△2
公社債	4,129	4,150	20	22	△2
株式	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	4,129	4,150	20	22	△2
公社債	4,129	4,150	20	22	△2
株式	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—

・時価のない有価証券

該当ありません。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

該当ありません。



V. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。



VI. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

生命保険協会統一開示項目索引

I. 会社の概況及び組織

1. 沿革	28
2. 経営の組織	28
3. 店舗網一覧	29
4. 資本金の推移	29
5. 株式の総数	29
6. 株式の状況	30
(1) 発行済株式の種類等	30
(2) 大株主	30
7. 主要株主の状況	31
8. 取締役及び監査役	31
9. 会計参与の氏名又は名称	該当ありません
10. 従業員の在籍・採用状況	31
11. 平均給与（内勤職員）	31
12. 平均給与（営業職員）	31

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	29
2. 経営方針	2

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況	4
2. 契約者懇談会開催の概況	該当ありません
3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	11
4. 契約者に対する情報提供の実態	7
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	7
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略	10
7. 新規開発商品の状況	9
8. 保険商品一覧	8
9. 情報システムに関する状況	22
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	23

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	33
2. 損益計算書	34
3. キャッシュ・フロー計算書	35
4. 株主資本等変動計算書	36
5. 債務者区分による債権の状況	40
6. リスク管理債権の状況	40
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	40
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	41
9. 有価証券等の時価情報（会社計）	42
(1) 有価証券の時価情報	42
① 売買目的有価証券の評価損益	42
② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）	42
(2) 金銭の信託の時価情報	42
(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）	42
10. 経常利益等の明細（基礎利益）	43
11. 会計監査人による監査	45
12. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法に基づく監査証明	該当ありません

13. 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨の記載	該当ありません
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	45
VI. 業務の状況を示す指標等	
1. 主要な業務の状況を示す指標等	46
(1) 決算業績の概況	4
(2) 保有契約高及び新契約高	46
(3) 年換算保険料	46
(4) 保障機能別保有契約高	47
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	48
(6) 異動状況の推移	49
(7) 契約者配当の状況	49
2. 保険契約に関する指標等	50
(1) 保有契約増加率	50
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	50
(3) 新契約率（対年度始）	50
(4) 解約失効率（対年度始）	50
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	50
(6) 死亡率（個人保険主契約）	50
(7) 特約発生率（個人保険）	50
(8) 事業費率（対収入保険料）	50
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	50
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	50
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	51
(12) 未だ収受していない再保険金の額	51
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	51
3. 経理に関する指標等	51
(1) 支払備金明細表	51
(2) 責任準備金明細表	52
(3) 責任準備金残高の内訳	52
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	52
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	53
(6) 契約者配当準備金明細表	53
(7) 引当金明細表	53
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	53
(9) 資本金等明細表	54
(10) 保険料明細表	54
(11) 保険金明細表	54
(12) 年金明細表	55
(13) 給付金明細表	55
(14) 解約返戻金明細表	55
(15) 減価償却費明細表	55
(16) 事業費明細表	55
(17) 税金明細表	56

4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）	56
(1) 資産運用の概況	56
①年度の資産の運用概況	56
②ポートフォリオの推移	57
(2) 運用利回り	58
(3) 主要資産の平均残高	58
(4) 資産運用収益明細表	59
(5) 資産運用費用明細表	59
(6) 利息及び配当金等収入明細表	60
(7) 有価証券売却益明細表	60
(8) 有価証券売却損明細表	60
(9) 有価証券評価損明細表	60
(10) 商品有価証券明細表	60
(11) 商品有価証券売買高	60
(12) 有価証券明細表	60
(13) 有価証券残存期間別残高	61
(14) 保有公社債の期末残高利回り	61
(15) 業種別株式保有明細表	61
(16) 貸付金明細表	61
(17) 貸付金残存期間別残高	62
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	62
(19) 貸付金業種別内訳	62
(20) 貸付金使途別内訳	62
(21) 貸付金地域別内訳	62
(22) 貸付金担保別内訳	62
(23) 有形固定資産明細表	62
①有形固定資産の明細	62
②不動産残高及び賃貸用ビル保有数	62
(24) 固定資産等処分益明細表	63
(25) 固定資産等処分損明細表	63
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	63
(27) 海外投融資の状況	63
(28) 海外投融資利回り	63
(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）	63
(30) 各種ローン金利	63
(31) その他の資産明細表	63
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	64
(1) 有価証券の時価情報	64
①売買目的有価証券の評価損益	64
②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）	64
(2) 金銭の信託の時価情報	64
(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）	64
VII. 保険会社の運営	
1. リスク管理の体制	13
2. 法令遵守の体制	16
3. 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性	15
4. 個人データ保護について	19
5. 反社会的勢力の排除のための基本方針	18
VIII. 特別勘定に関する指標等	65
IX. 保険会社及びその子会社等の状況	65

アイリオ生命保険株式会社

広報部

平成21年7月

〒135-0091 東京都港区台場 2-3-1 トレードピアお台場 20F
総合受付 Tel: 03-5520-1660

www.airio.co.jp



アイリオ生命保険株式会社

〒135-0091 東京都港区台場 2-3-1 トレードピアお台場 20F

総合受付 Tel: 03-5520-1660

(9:00~19:00 土日・祝日・年末年始を除く)

www.airio.co.jp